

個1) 貿易一般保険（個別保険）



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

個1) 貿易一般保険 (個別保険) 目次

- (1) 貿易一般保険(個別保険)の概要
- (2) 対象となる輸出契約
- (3) てん補範囲(非常・信用)
- (4) 保険料計算
- (5) 引受条件
- (6) 保険申込手続き
- (7) 輸出契約等の内容変更
- (8) 事例紹介
- (9) 保険料試算
- (10) Q&A
- (11) 免責事項
- (12) 安全保障管理と輸出規制

(1) - 1 貿易一般保険(個別)ポイント①

貿易一般保険(個別保険)
輸出契約等を対象とする、最も一般的な保険です。

① 個々の契約案件毎に付保の選択ができます。

→リスクを感じる契約のみ選択して保険付保が可能

② 仲介貿易契約や技術提供契約も対象とすることができます。

→100%仲介契約も可能、輸出契約+仲介契約も可能

③ 船積み前後の非常危険及び信用危険にわたる幅広いリスクに対応しています。

- ・戦争や地震、洪水等の非常危険
 - ・契約の相手方が破産、会社更生等法的整理に入った信用危険
 - ・契約の相手方の輸出代金貨物の不払い(債務履行履帯)による信用危険
- 等々

(1) - 1 貿易一般保険(個別)ポイント②

貿易一般保険(個別保険)
輸出契約等を対象とする、最も一般的な保険です。

④ 船積前のリスクについては、保険金額を選択的に設定することができます。

(保険金額: 損失が発生したときに支払われる保険金の最高限度額です)

→ 非常危険は95～60%の範囲内で、信用危険は80～60%の範囲内でご選択頂けます。

ただし、非常付保率 \geq 信用付保率となるようご選択下さい。

⑤ 電信送金を含め、全ての決済手段に対応しています。

→ 電信送金、D/P、D/A決済、L/C決済を対象とすることができます。

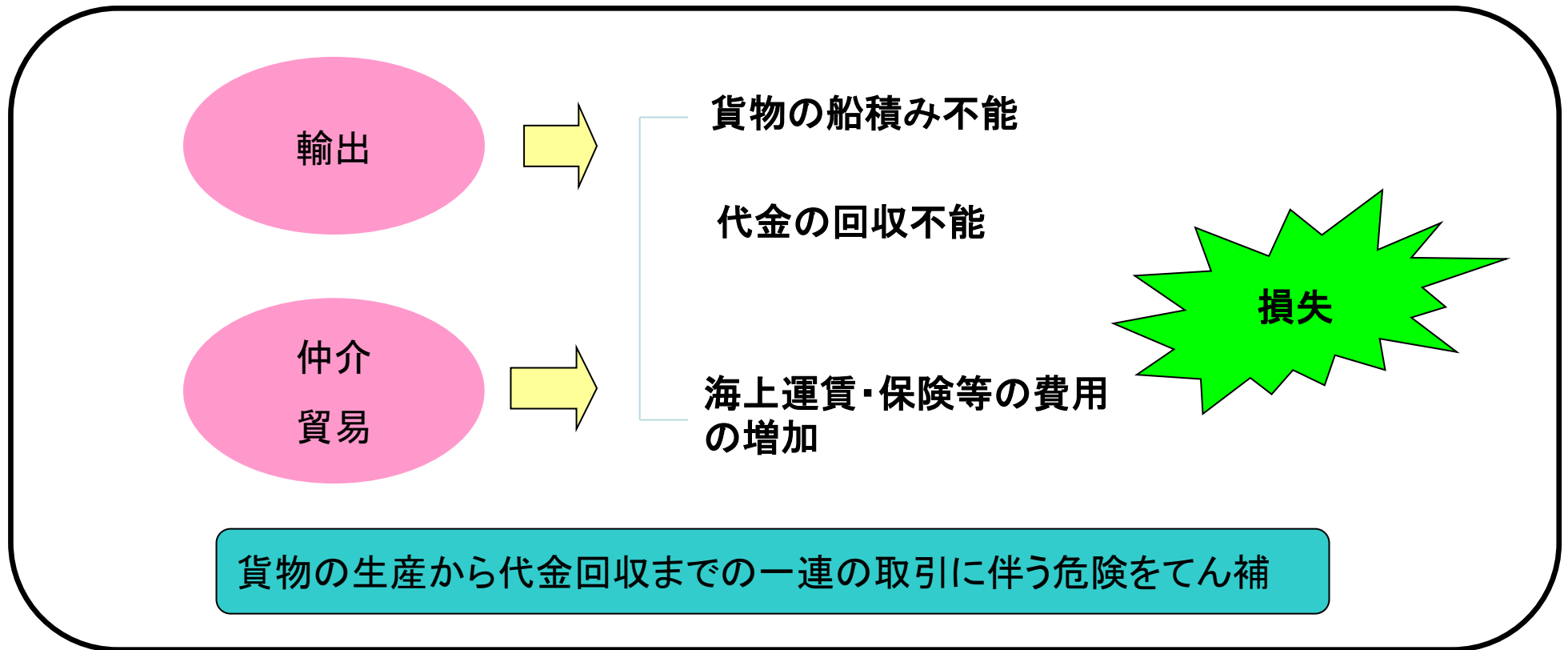
(1) - 2 貿易一般保険(個別保険)の概要

切り口	ポイント
A) 被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の当事者(本邦人・本邦法人)^(※1)
B) 契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出契約・仲介貿易契約・技術提供等の全てに対応
C) てん補リスクの範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 船積前・船積後の両方を付保可 ■ 非常・信用リスクの両方を付保可 ■ 非常リスクのみてん補のメニューもあり
貿易一般保険 (個別保険)の 特徴・対象契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険種として: 対象契約金額上限なし^(※2) ■ 決済手段の制限なし^(※2) ■ ユーザンスは2年未満^(※2)

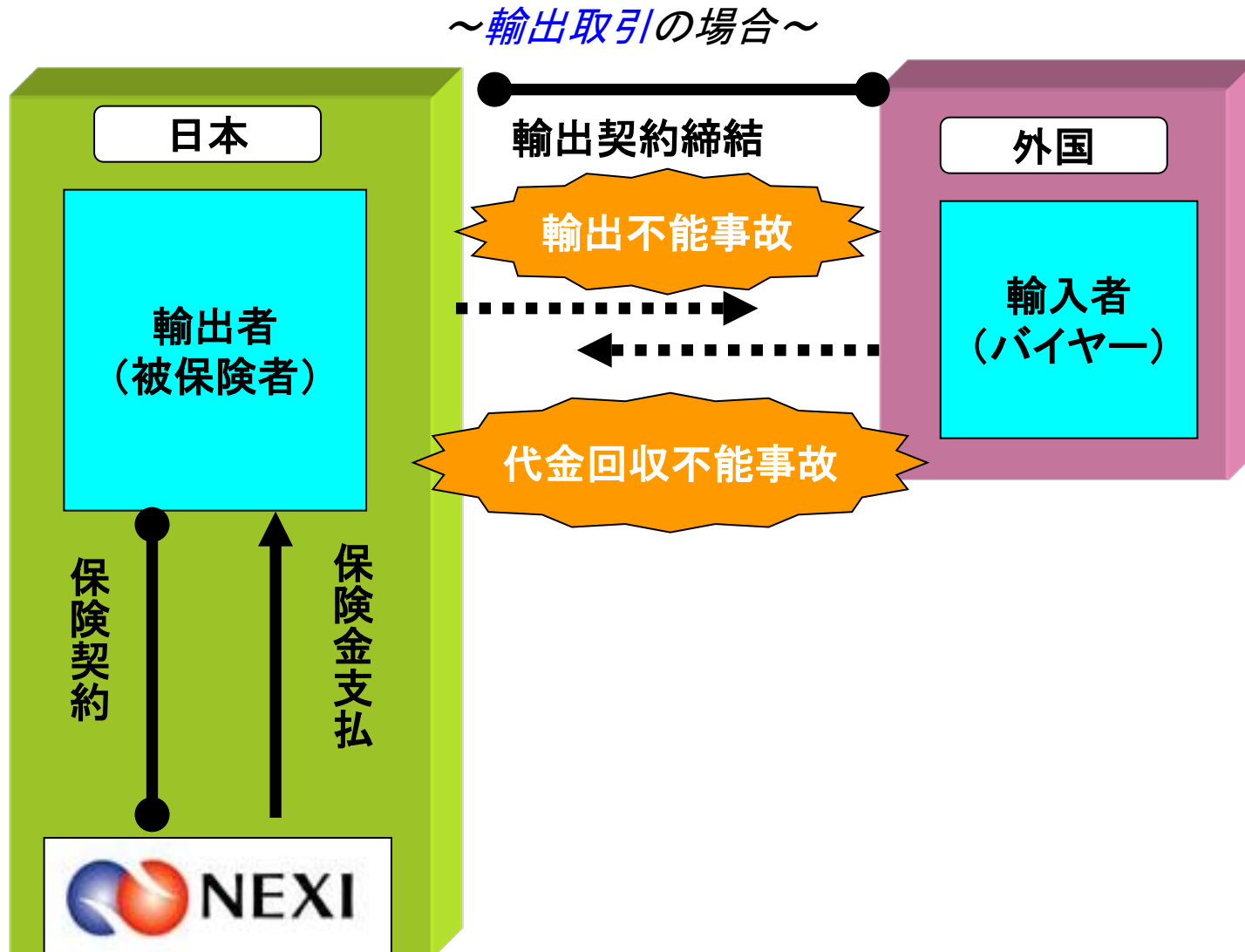
(※1)「フロンティング」の活用などにより本邦法人の在外子会社・支店も当事者と扱うことが可能

(※2)「国カテゴリ」や「バイヤー格付」など案件の個別要因により引受の制限や審査が設けられる

(1) - 3 貿易一般保険の概要

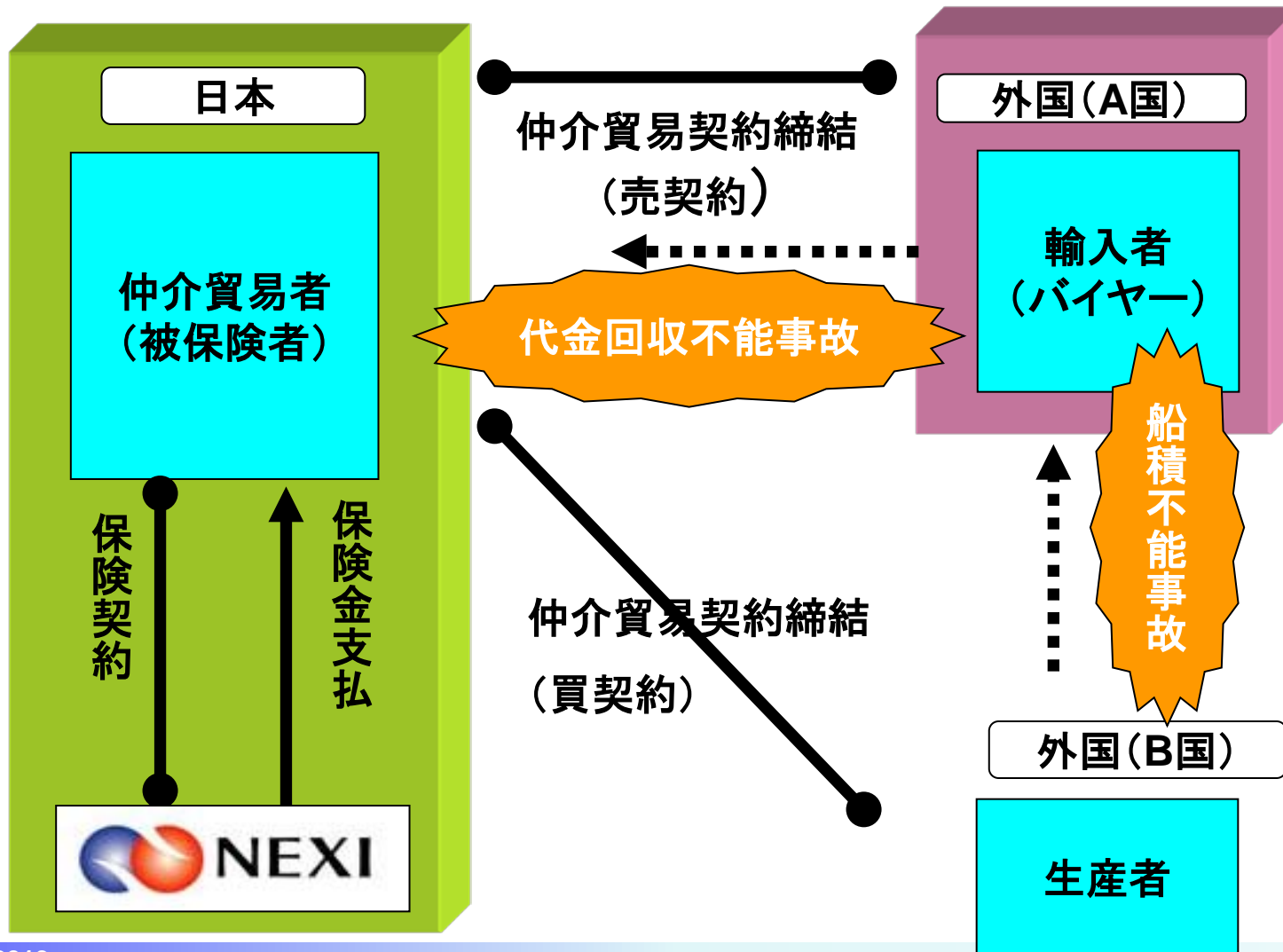


(1) - 4 - 1 貿易一般保険（個別）のイメージ図



(1) - 4 - 2 貿易一般保険（個別）のイメージ図

～仲介貿易取引の場合～

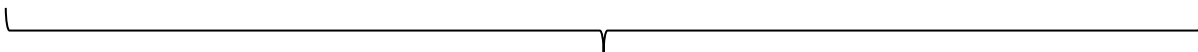


(2) - 1 対象となる輸出契約

- ✓ 個別保険では、輸出契約、仲介貿易契約、技術提供契約のいずれをも対象として保険を付保することが出来ます。
- ✓ 一つの契約の中で、輸出・仲介・技術提供の複数については定められている場合には、例えば、契約金額に占める輸出貨物の代金が、同じ契約に含まれる仲介貨物の代金や技術提供の対価と比較して一番大きいときには、輸出契約を対象とした貿易一般保険としてお申込頂きます。

対象となる契約の例

輸出貨物の代金 550万円 (55%)	仲介貨物の代金 450万円 (45%)
------------------------	------------------------



契約金額1,000万円の全てが輸出契約を対象とした貿易一般保険として保険対象

(3) - 1 てん補範囲 (非常・信用)

	船積前	船積後
非常	A	B
信用	C	D

<てん補範囲別の付保率>

- A (船積前の非常危険): 60%~95% (申込者の自由設定 ただし $A \geq C$)
- B (船積後の非常危険): 97.5% (固定)
- C (船積前の信用危険): 60%~80% (申込者の自由設定 ただし $A \geq C$)
- D (船積後の信用危険): 90% (固定)

保険金額

船積前(AまたはC)の保険金額 = 保険価額(貨物のFOB相当価格) × 付保率

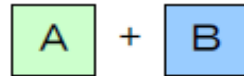
船積後(BまたはD)の保険金額 = 保険価額(輸出契約等の金額) × 付保率

前受金を控除した額

(3) - 2 てん補範囲 (非常・信用)

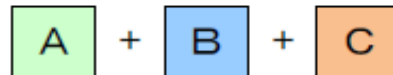
お申し込みメニュー

基本セット: 非常



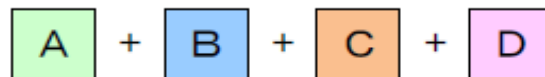
	船積前	船積後
非常	A	B
信用		

非常・信用セット



	船積前	船積後
非常	A	B
信用	C	

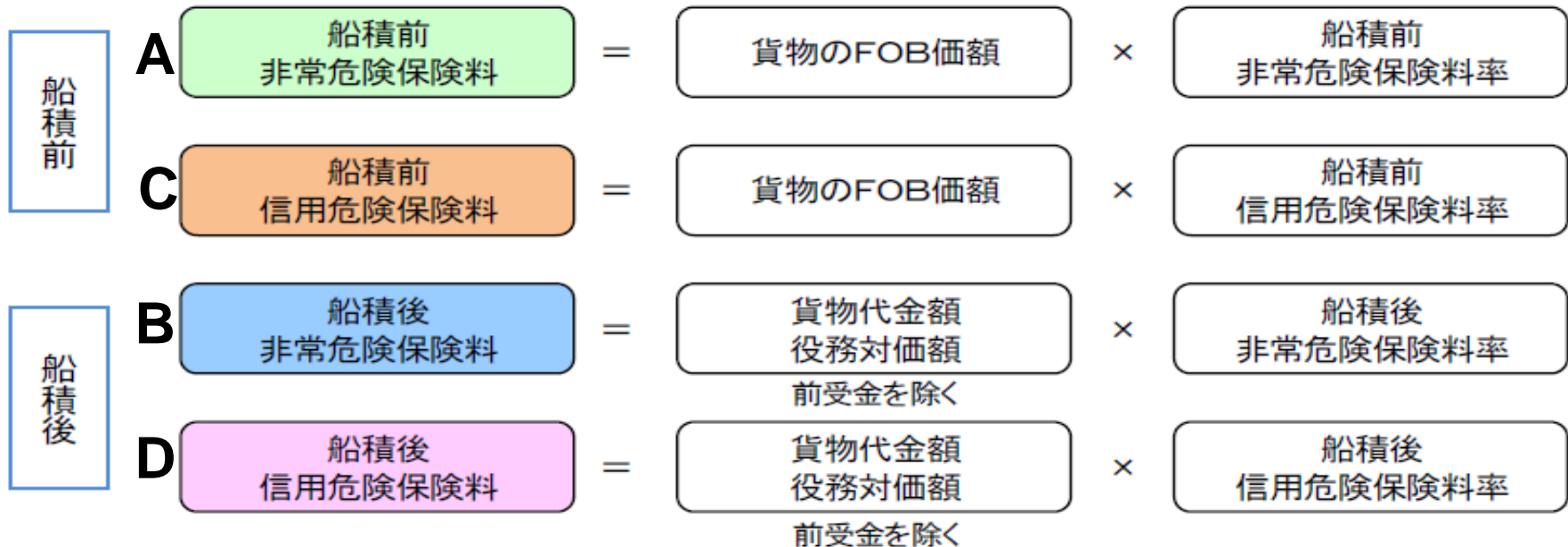
フルセット



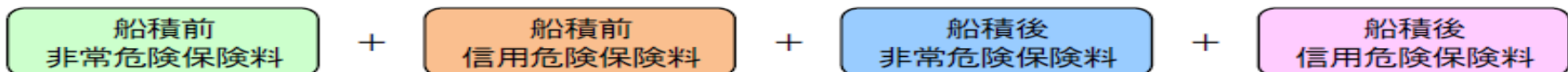
	船積前	船積後
非常	A	B
信用	C	D

(4) 保険料計算①

保険料は、船積前、船積後の各保険価額(契約金額等)に保険期間の長さ等に応じて設定された保険料率(【船積前料率】と【船積後料率】があります。)を乗じて算出します。
 なお、支払保険料が10,000円未満の場合、10,000円(最低保険料)をお支払い頂きます。



支払保険料総額



(4) 保険料計算② モデル保険料

モデル保険料

例：契約金額1千万円(FOB)、輸出等不能リスク保険期間30日
(付保率：非常危険95%、信用危険80%)

D/A60days after B/L dateの輸出契約(バイヤー格付：EF)

アメリカ向け	96,100円(約0.96%)
中国向け	129,300円(約1.29%)
タイ向け	144,600円(約1.45%)

(注：括弧書きの%は、契約金額に占める保険料の割合を概算で表したもの)

(※)参考資料(P.403)もご参照ください

(5) - 1 引受条件 . . . 支払国・仕向国の条件

支払国、仕向国による条件

国別引受基準(国カテゴリーF~H)

契約金額・ユーザンスの制限やL/Cが必要となる場合有

引受基準に適合しない輸出契約等

内諾書の発行

日本貿易保険による審査

見なし内諾

1. 契約金額が1億円未満
2. 仕向国、支払国、保証国がいずれも国カテゴリーHでない
3. ユーザンスが1年以内のもの

引受基準に適合しなくても審査不要でお引受可能

(5) - 2 引受条件 ・ ・ ・ バイヤー格付による条件

保険種		貿易一般個別保険												
		非常危険				信用危険								
区分	格付	A		B		C				D				
		船積前		船積後		船積前				船積後				
		L/Cあり	L/Cなし	L/Cあり	L/Cなし	破産手続開始の決定		契約キャンセル		破産手続開始の決定		債務不履行		
						L/Cあり	L/Cなし	L/Cあり	L/Cなし	L/Cあり	L/Cなし	L/Cあり	L/Cなし	
名簿区分	G	GS		○									○	
		GA		○									○	
		GE		○									○	
	E	EE		○			○		×		○	△	○	△
		EA		○			○		×		○	△	○	△
		EM		○			○		×		○	△	○	△
		EF		○			○		×		○	ユーザンス 180日まで	○	ユーザンス 180日まで
		EC		○			○		×		○	×	○	×
	P	PU												
		PN		○			○ [※]	×	×		○	×	○	×
PT														
事故管理区分	R	GR												
		ER		○			○ [※]	×	×		○	×	○	×
	B	GB	お引き受けできません											
		EB	お引き受けできません											
未登録		登録後にお申し込みください												

○:てん補します。

△:個別保証枠残高が付保を希望される契約金額以上ある場合に、お引受け可能です。

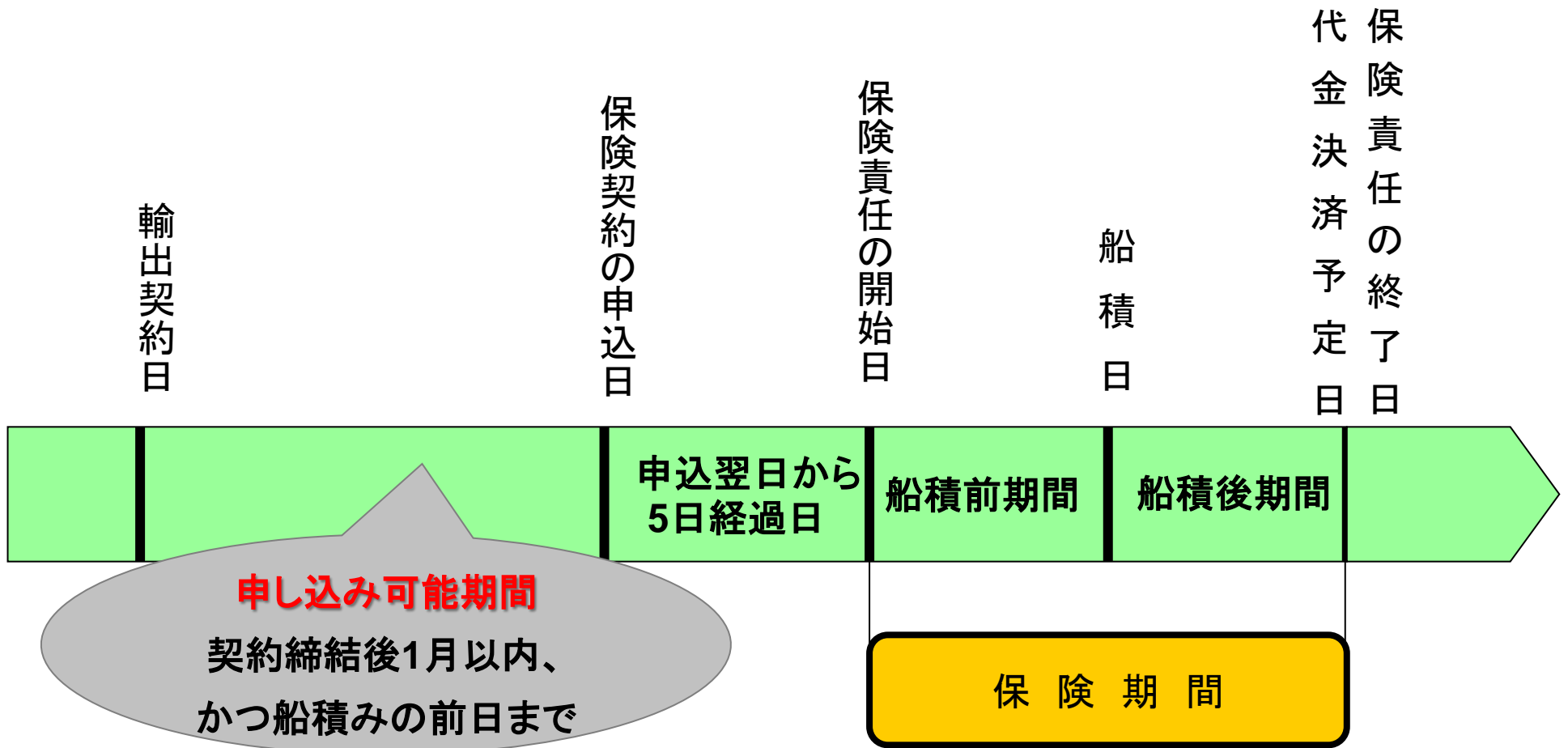
L/CなしのEM格・EF格の信用危険引受けは、契約全体の決済ユーザンスが180日までの取引に限定しています。

注) 輸出等契約の相手方と支払人が異なる場合は、支払人の格付でご確認下さい。

注) L/Cによる信用危険の引受けは、L/C開設(確認)銀行がGS格、GE格又はSA格付の場合に限ります。

(※はL/C受領日以降、てん補対象)

(6) - 1 保険申込手続き・・・保険期間と申込フロー



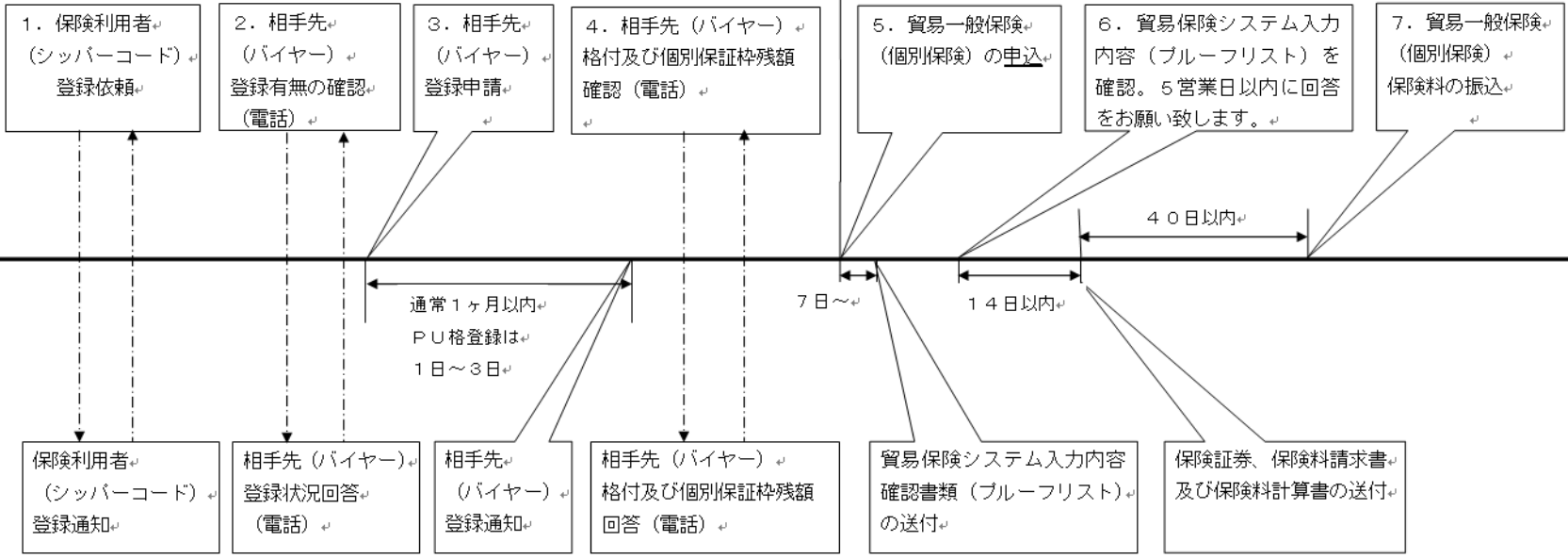
(6) - 1 保険申込手続き・・・手続きフロー

※ 証券発行の締切日の取り方

8. 貿易一般保険（個別保険）保険期間中の注意事項
- ・貿易一般保険（個別保険）保険契約期間中の輸出契約等に対して変更を行う場合には、日本貿易保険にご連絡下さい。
 - ・貿易一般保険（個別保険）保険契約期間中の輸出契約等において、船積ができなくなった場合、決済予定日に代金の入金が無い場合には、日本貿易保険にご連絡下さい。
 - ・保険契約締結日の翌日から5日経過した日から「保険責任」が開始されます。
※保険契約締結後、5日以内に船積が開始された場合は、船積日からが保険責任期間開始日となります。

保険利用者

日本貿易保険



(6) - 2 保険申込手続き・・・申込に必要な書類

お申込みに必要な書類

①貿易一般保険申込書(※1 Contract=1 Policy)

→NEXIのHPからダウンロードしていただけます。

(ダウンロード先)<http://nexi.go.jp/procedure/apply/individual/flow2.html>

複数の輸出契約書を1枚の申込書にまとめて記載することはできません！

②輸出契約等の内容を収録したOCRシート(貿易一般保険申込書2100)

・鉛筆でご記入下さい。

・こちらは原本が必要ですので、お手元にはない場合は、
東京本店・契約業務グループ(TEL:03-3512-7664)または
大阪支店・営業グループ(TEL:06-6233-4017)までご連絡下さい。

③輸出契約等を証する書類の写し

輸出者と契約相手方の両者の合意が確認出来る書類が必要です。

(保険金請求時に必要となります)。

※L/C決済の場合は、L/Cの写しも必要となります。

(6) - 3 保険申込手続き・・・個別保証枠の確認

EE, EA, EM, EF格のバイヤー

&

船積後の信用危険を付保

個別保証枠の確認が必要(※取得方法は以下のいずれかにより取得可。)

1. 日本貿易保険の窓口(東京本店、大阪支店)で事前に取得

- ・個別保証枠確認申請書(OCRシート2001)
- ・輸出契約等を証する書類の写し

使用しなかった場合

決済／枠戻通知書(OCRシート2000)の提出が必要

2. 保険のお申込と同時に取得

決済日に対象額の全部または一部が決済された場合、または個別保証枠を利用しなかった場合、以下の手続きを忘れずに行ってください。

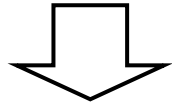
決済／枠戻通知書(OCRシート2000)の提出が必要

決済の事実を知った日から5営業日以内

※Webサービスもご利用になれます。

(7) - 1 輸出契約等の内容変更

輸出契約等の変更が生じ、下記の **重大な変更** に該当する場合



変更の生じた日から1ヶ月以内
かつ保険期間内(決済日まで)

内容変更申請

重大な変更とは(例)

- ・船積期日の延期(証券記載の期日から3ヶ月を超えるもの)
 - ・決済方法・条件の変更
 - ・代金等(元本に限る)の額の増加(5%以上のもの)
 - ・相手方、支払人、保証人の変更
 - ・仕向国、支払国、保証国の変更
- 等々

(7) - 2 輸出契約等の内容変更・・・変更申請に必要な書類

変更申請に必要な書類

- ①貿易一般保険(変更・訂正)承認申請書(2年未満)(輸出契約/仲介貿易契約)
→NEXIのHPからダウンロードしていただけます。
(ダウンロード先)<http://nexi.go.jp/procedure/apply/individual/flow3.html>

 - ②輸出契約等の変更内容を収録したOCRシート(貿易一般保険申込書2100)
 - ・鉛筆でご記入下さい。
 - ・こちらは原本が必要ですので、お手元がない場合は、
東京本店・契約業務グループ(TEL:03-3512-7664)または
大阪支店・営業グループ(TEL:06-6233-4017)までご連絡下さい。

 - ③輸出等契約の変更を証する書類の写し
輸出者と契約相手方の両者の合意が確認出来る書類が必要です。
(保険金請求時に必要となります)
- ※L/C決済の場合は、Amendment L/Cの写しも必要となります。

(8) 事例紹介－1 (近年の利用状況)

(1) 国別

(上位を占める国): アメリカ、ベネズエラ、インド

(伸びが著しい国): ベネズエラ、キプロス、パラグアイ等

(2) 貨物

医療用機器、自動車部品、鉄鋼、自動車、化学品等

(8) 事例紹介 - 2 (お申込頂けないケース)

※船前+船後、非常+信用にてお申し込みの場合

バイヤー: EA格
仕向国・支払国: イタリア(Aカテ)
契約金額: 10,000,000円
決済条件: D/A 30days after B/L date
契約締結日: 2013年6月3日
船積時期: 2013年6月17日
保険申込日: 2013年6月17日

× 保険申込日が船積日以降
(契約締結日 ≤ 申込日 < 船積日)

バイヤー: EF格
仕向国・支払国: 中国(Cカテ)
契約金額: 15,000,000円
決済条件: T/T90days after B/L date
契約締結日: 2013年6月7日
船積時期: 2013年6月31日
個別保証枠残額: 8,000,000円

× 契約金額が個別保証枠残額を超えている
(船積後の信用危険を付保するためには、船積後の決済額全額が
個別保証枠内であることが必要)

(8) 事例紹介 - 3 (手続き注意事項)

◎個別保証枠と申込書の使用レート

外貨建て取引の場合の換算レート

- ・個別保証枠: 申請日前月25日TTBLレート
- ・申込書: 輸出契約締結日TTBLレート

◎部分付保制限

輸出契約金額の一部だけを付保する事はできません。(=契約金額全額が対象。)
※個別保証枠不足での一部付保も不可。

◎保険責任開始日

保険契約締結日の翌日から起算して5日経過
= 保険申込日から6日目

※ただし保険料は、保険契約締結日=申込日からいただきます。

◎引受基準上のユーザンス制限

輸出契約上のユーザンスが範囲内であれば、引受可。

<例>

ギニア 6ヶ月 引受基準国の場合
(決済条件)

L/C 180days after negotiation date

→※保険設計上は、

ユーザンス180+30=210

(9) 保険料試算 - 1 取引事例

<取引事例>

機械メーカーA社は、アメリカの電子デバイスメーカーB社へ自社製造の機械設備を輸出する契約を20XX年4月1日に締結した。

契約金額は1,000万円の前受金は無く、決済条件は「100% D/A 60 Days After B/L Date」である。

B社とは初めての取引となるため、取引リスクを考えて、貿易一般保険(個別)を申し込むことにした。

B社については既にNEXIへのバイヤー登録も完了しており、B社の格付はEF格である。

船積予定日は20XX年5月15日を予定しており、A社は同年4月16日に保険を申し込もうと考えている。

<入力事項例>

上記の取引事例に基づき、保険料試算に必要な入力事項を以下に記載しています。

【てん補範囲】	総合
【貨物】	機械設備
【貨物仕向国】	アメリカ(304)
【支払人】	国:アメリカ(304) バイヤー格付:EF格 お客様と支払人との本支店・親子関係:無し
【付保率】	船積前:非常(95%)・信用(80%)
【保険価額】	¥10,000,000
【船積前期間】	30日
【決済方法】	D/A 60 Days After B/L Date

(9) 保険料試算 - 2 保険料計算シミュレーション・簡易版



The screenshot shows the NEXI website interface. At the top left is the NEXI logo and the text '独立行政法人 日本貿易保険'. To the right are search and help buttons. Below this is a navigation menu with categories like '貿易保険とは', '保険商品', '国・地域ごとの引受方針', '各種手続き', '貿易保険事故', and 'NEXIについて'. The main content area features a banner with the text 'NEXIが、海外ビジネスのリスクからあなたの会社を守ります。' and a 'トピックス' section with a '最新情報' tab. A red box highlights the '保険料計算シミュレーション 簡易版' link, with an orange arrow pointing to it from the word 'クリック' (Click). The right sidebar contains links for 'はじめてご利用の方へ', '中小企業のお客様へ', 'Webサービス' (with a 'ログイン' button), '新規ご利用手続き(無料)', 'サービスのご案内', '商品パンフレットダウンロード', '申請様式類ダウンロード', and '貿易保険規程集'.

(9) 保険料試算 - 3 保険種を選択

メニュー 閉じる WEB保険料試算サービス / メニュー 画面印刷 終了

NEXI

【保険料試算を行う **保険種別** を選択して下さい】

	2年未満		2年以上	
	個別	包括	個別	包括
貿易一般保険	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">輸出契約等</div> 技術提供契約等 ライセンス保険	設備財 技術提供契約等 消費財（鋼材） 企業総合	輸出契約等 技術提供契約等	設備財 技術提供契約等
	2年未満個別	2年未満包括	2年以上個別	2年以上包括
	簡易通知型包括保険		前払輸入保険	
貿易代金貸付保険	中小企業輸出代金保険		海外投資保険	
	限度額設定型貿易保険		海外事業資金貸付保険	
	輸出手形保険			
	その他の保険			

クリック (Arrow pointing to '輸出契約等')

(9) 保険料試算 - 4 入力画面①

メニュー 戻る
WEB保険料試算サービス
画面印刷 終了



貿易一般保険 (2年未満) 個別/輸出契約等
試算条件 引受方針 保険料

保険料試算

必須項目を入力し、保険料試算ボタンをクリックして下さい。
※項目名をクリックすると項目説明が表示されます。

【試算条件】

てん補範囲 (引受メニュー) 総合 非常のみ 船後信用てん補しない

貨物 機器 役務

仕向国 304 選択 **支払国** 304 選択 **保証国** 選択

ILC付の有無 有 無

支払人の格付 G格/EE格/PU格 EA格 EF格/EM格 EC格 ER格/PN格

支払人と被保険者との関係 本支店等

EF格船後信用てん補 てん補する

消費財上乗せてん補 てん補する

付保率	船積前	非常	95.0 %	信用	80.0 %	船積後	非常	97.5 %	信用	90.0 %
	※地球環境特約有の場合は船積後非常付保率を100%として下さい。									

保険価額	船積前	10,000,000円	船積後	10,000,000円
-------------	-----	-------------	-----	-------------

保険料計算期間 期間入力 船積前日付・船積後期間入力 日付入力
※期間入力又は船積前日付・船積後期間入力又は各日付のいずれかを入力して下さい。

船積前期間 (対価確認前)	30	<input checked="" type="radio"/> 日 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年	保険契約締結予定日	2012 / 04 / 16	最初の対価確認日	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>
船積後期間 (対価確認後)	60	<input checked="" type="radio"/> 日 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年	L/S 予定日 (最後の対価確認日)	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	最終決済予定日	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>

企業総合	保険成績調整係数	<input type="text"/>	限度額割増係数	<input type="text"/>
-------------	-----------------	----------------------	----------------	----------------------

ライセンス保険	ライセンス支払限度額	<input type="text"/> 円
----------------	-------------------	------------------------

貿易保険セミナー2013

146

(9) 保険料試算 - 5 入力画面②

メニュー 戻る
WEB保険料試算サービス
画面印刷 終了

貿易一般保険 (2年未満) 個別/輸出契約等
試算条件 引受方針 保険料

保険料試算

必須項目を入力し、保険料試算ボタンをクリックして下さい。
※項目名をクリックすると項目説明が表示されます。

【試算条件】

てん補範囲 (引受メニュー)	<input checked="" type="radio"/> 総合 <input type="radio"/> 非常のみ <input type="radio"/> 船後信用てん補しない		
貨物	<input checked="" type="radio"/> 機器 <input type="radio"/> 役務		
仕向国	304 選択	支払国	304 選択
		保証国	選択
ILC付の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		
支払人の格付	<input type="radio"/> G格/EE格/PU格 <input type="radio"/> EA格 <input checked="" type="radio"/> EF格/EM格 <input type="radio"/> EC格 <input type="radio"/> ER格/PN格		
支払人と被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 本支店等		
EF格船後信用てん補	<input type="checkbox"/> てん補する		
消費財に乗せてん補	<input type="checkbox"/> てん補する		
付保率	船積前 非常 95.0 % 信用 80.0 % 船積後 非常 97.5 % 信用 90.0 %	<small>※地球環境特約有の場合は船積後非常付保率を100%として下さい。</small>	
保険価額	船積前 10,000,000円	船積後	10,000,000円
保険料計算期間	<input checked="" type="radio"/> 期間入力 <input type="radio"/> 船積前日付・船積後期間入力 <input type="radio"/> 日付入力 <small>※期間入力又は船積前日付・船積後期間入力又は各日付のいずれかを入力して下さい。</small>		
	船積前期間 (対価確認前) 30 <input checked="" type="radio"/> 日 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年	保険契約締結予定日 2012 / 04 / 16	最初の対価確認日 <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>
	船積後期間 (対価確認後) 60 <input checked="" type="radio"/> 日 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年	L/S 予定日 (最後の対価確認日) <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	最終決済予定日 <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>
企業総合	保険成績調整係数	<input type="text"/>	限度額割増係数
ライセンス保険	ライセンス支払限度額	<input type="text"/>	円

2

(9) 保険料試算 - 6 試算結果

試算結果

【保険料】

	船積前保険料	船積後保険料	総保険料
合計	4,000円	92,100円	96,100円

(注) 総保険料が10,000円未満の場合は、最低保険料の10,000円となります。

(a×船積後保険料計算期間+b) 消費財に乗せてん補割引係数	×	非常付保率 (実数)	×	商品係数	×	知的財産割増引係数	×	船積後非常保険料率
(0.000149×60+0.003) × 0.975×3.2×1.0×1.0								0.037%
(a×船積後保険料計算期間+b) 消費財に乗せてん補割引係数	×	信用付保率 (実数)	×	商品係数	×	知的財産割増引係数	×	船積後信用保険料率
(0.003282×74+0.064) × 0.9×3.2×1.0×1.0								0.884%

船積前非常保険料率×船積前保険価額	船積前非常保険料
0.00029×10,000,000	2,900円
船積前信用保険料率×船積前保険価額	船積前信用保険料
0.00011×10,000,000	1,100円
船積後非常保険料率×船積後保険価額	船積後非常保険料
0.00037×10,000,000	3,700円
船積後信用保険料率×船積後保険価額	船積後信用保険料
0.00884×10,000,000	88,400円

保険金額	船積前	非常	9,500,000円	信用	8,000,000円	船積後	非常	9,750,000円	信用	9,000,000円
------	-----	----	------------	----	------------	-----	----	------------	----	------------

保険料 計算期間	船積前	非常	30日	信用	30日	船積後	非常	60日	信用	74日
-------------	-----	----	-----	----	-----	-----	----	-----	----	-----

(10) Q&A①

Question①

1契約の中に、「日本からの輸出貨物(本邦貨物)」と「仲介貨物」、「技術等の提供(役務)」が混在している場合、保険は利用できますか？

Answer①

利用できます。その場合は、「本邦貨物代金」「仲介貨物代金」「役務代金」を比較して、金額が一番大きいものでお申込いただきます。

<例>

「本邦貨物」が一番大きい場合→「輸出契約」とみなします。

(10) Q&A②

Question②

契約金額が1200万円ですが、EF格のバイヤーで取得した個別保証枠が1000万円と不足しています。保険を是非利用したいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

Answer②

NEXIにご相談ください(NEXI設定のバイヤーの与信限度額(総額)を確認しながらご連絡いたします)。なお、個別保証枠の対象額は、船積後の代金額が対象となりますので、決済条件で船積前の前払金がある場合には、当該金額を除いた額での枠残高が保険申込み時に必要となりますのでご注意ください。

(10) Q&A③**Question③**

船積みを複数回に分割して行うのですが、その場合の保険申込みはどうなりますか？

Answer③

原則、最終船積日でお申込下さい。

なお、輸出等の契約書上、各船積日及び船積金額が定められている場合は、「貿易一般保険申込書」は1枚で結構ですが、OCRシート(P.136参照)を各船積ごとに分けて、お申いただくことも可能です。

(10) Q&A④**Question④**

付保以降の手続きとして、重大な内容変更には該当しない増額(例えば3%の増額)の場合の注意点、また減額の場合はどのようにしたらよいのか教えてください。

Answer④

契約金額の5%以内増額の場合及び減額については、内容変更手続きは任意です。なお、今回ケース(3%の増額)では、内容変更手続きをしない場合は、その分は保険対象外となりますので、ご注意ください。また、減額の場合、お手続きをされても、返還保険料が10万円未満の場合は返還されませんので、予めご了承下さい。

(10) Q&A⑤**Question⑤**

船積みが本日ですが、保険の申込みは可能ですか？

Answer⑤

保険の申込期限を過ぎているため、ご利用になれません。

～保険の申込期限～

「輸出契約等の締結日(契約発効条件付きの場合は発効日)から1月以内」かつ「船積の前日まで」

※なお、手形決済であれば、船積みが終了していても、一定期間内であれば、買取銀行により輸出手形保険(船積後のみカバー)の申込みが可能です。

(10) Q&A⑥**Question⑥**

契約締結日について教えてください。

Answer⑥

シッパーとバイヤーが輸出契約等を締結した日を指します。

<例>

- ・ 契約書に両者の「サイン」と「サインをした日」が記載されている場合
→当事者のどちらかが後にサインした日。
- ・ シッパーの片サインの契約書に対し、取消不能信用状(ILC)が開設された場合→ILC受領日

※ 契約締結日について確認が必要な場合、NEXIにご相談ください。

(10) Q&A⑦

Question⑦

ILC決済ですが、申込み時点でILCが未入手です。
何か注意点はありますか？

Answer⑦

- ・ILC決済の場合、発行銀行又は確認銀行の格付が、GS格、GE格、SA格に限定されるため、事前にNEXIに確認をお願いします。
- ・また、以下に該当する場合、ILC取得前の損失は免責である旨の「特約」をつけさせていただきます。(以下②では信用危険のみ免責。)

①ILC条件国の場合

②バイヤー格付がEE、EA、EM、EF、EC、P、R格で、船積後の信用危険を付保する場合(※ただし、P、R格については、船積前の信用危険も含みます。)

(10) Q&A⑧**Question⑧**

イラン向けの取引でNEXIが引受基準に公表する対応可能な銀行でL/Cを開設させ付保しましたが、その後、イラン向けの制裁の関係で当該銀行が日本政府でも外為許可が必要となり、前受金決済に変更しました。この場合、内容変更手続きが必要ですか？

Answer⑧

必要です。決済条件の変更は「重大な内容変更」に該当するため、内容変更手続きは必須です。具体的な手続きについては、P.139をご覧ください。

(10) Q&A⑨**Question⑨**

ベネズエラ向けの取引に付保したいのですが、現地取引先に確認を行っていたところ、ベネズエラ側での輸入に必要な手続き、具体的には、外貨割当許可書(AAD)が取得できていないのですが、申込みは可能でしょうか？

Answer⑨

保険申込みは、引受基準に合致していればお受けできます。
他方、ベネズエラの外貨管理、外貨取得は、依然として厳しい状況にあり、保険申込み後においても、ベネズエラの外貨割当状況・情報を確認いただくこと、また現地で必要な手続きが実施されていることを確認いただき、船積等を実施いただくようお願いいたします。

(1 1) 主な免責事項（保険金をお支払いできない場合）

- ①お客様の故意又は重大な過失により生じた損失
- ②貨物の滅失・き損・だ捕、その他貨物について生じた損失
- ③輸出契約等に関してお客様による法令違反があった場合において生じた損失
- ④保険責任の開始日前にてん補事由が生じたときの当該事由による損失
- ⑤お客様の告知義務違反により日本貿易保険が解除した保険契約における損失
- ⑥お客様と輸出契約等の相手方が次のいずれかに該当する場合における信用危険に対する損失
 - お客様の本店又は支店
 - お客様と特定の資本関係があるバイヤー、子会社、兄弟会社など
 - お客様と特定の人的関係がバイヤー
- ⑦お客様が、当該約款に基づく保険関係について、日本貿易保険の承認を受けないで保険の目的を譲渡（譲渡担保の設定を含む）した場合には、譲渡された当該保険の目的にかかる損失

(12) 安全保障管理と輸出規制①

▶安全保障貿易管理とは

国際的な平和及び安全を維持するために、武器そのものの他、軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないよう、先進国を中心とした国際的な枠組みを作り、安全保障管理を行っています。

日本では、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制が行われており、規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要があります。

詳細は、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易審査課
(TEL:03-3501-2801)にご確認下さい。

(12) 安全保障管理と輸出規制②

▶ 貿易保険との関係

万が一、保険契約締結後に大量破壊兵器キャッチオール規制・通常兵器補完的輸出規制によるインフォーム要件に該当若しくは客観要件に該当し、輸出許可の申請に対して不許可処分を受け貨物を輸出できなくなっても、下記所定の手続きがなされている場合には、以下所定の手続きがなされている場合には、輸出不能事故の対象となります。

※必要な手続きがなされていない場合は、保険契約を解除又は保険金をお支払いできない(免責)こともありますので、十分ご注意ください。

	保険申込前までに 該当した場合	保険契約締結以降に 該当した場合
インフォーム要件に 該当	保険申込みに際し、 <u>別紙様式</u> により 通知	該当した日若しくは輸出許可申請をした 日から1週間以内に <u>別紙様式</u> により通知
客観要件に該当		輸出許可申請をした日から1週間以内に <u>別紙様式</u> により通知
補完規制報告の対象 に該当		報告を行った日から一週間以内に <u>別紙 様式</u> により通知

個2) 中小企業輸出代金保険



個2) 中小企業輸出代金保険 目次

- (1) 中小企業輸出代金保険の概要
- (2) 対象となる輸出契約
- (3) てん補範囲・付保率
- (4) 保険料計算
- (5) 引受条件
- (6) 保険期間・保険申込フロー
- (7) 輸出契約等の内容変更
- (8) Q&A
- (9) 主な免責事項

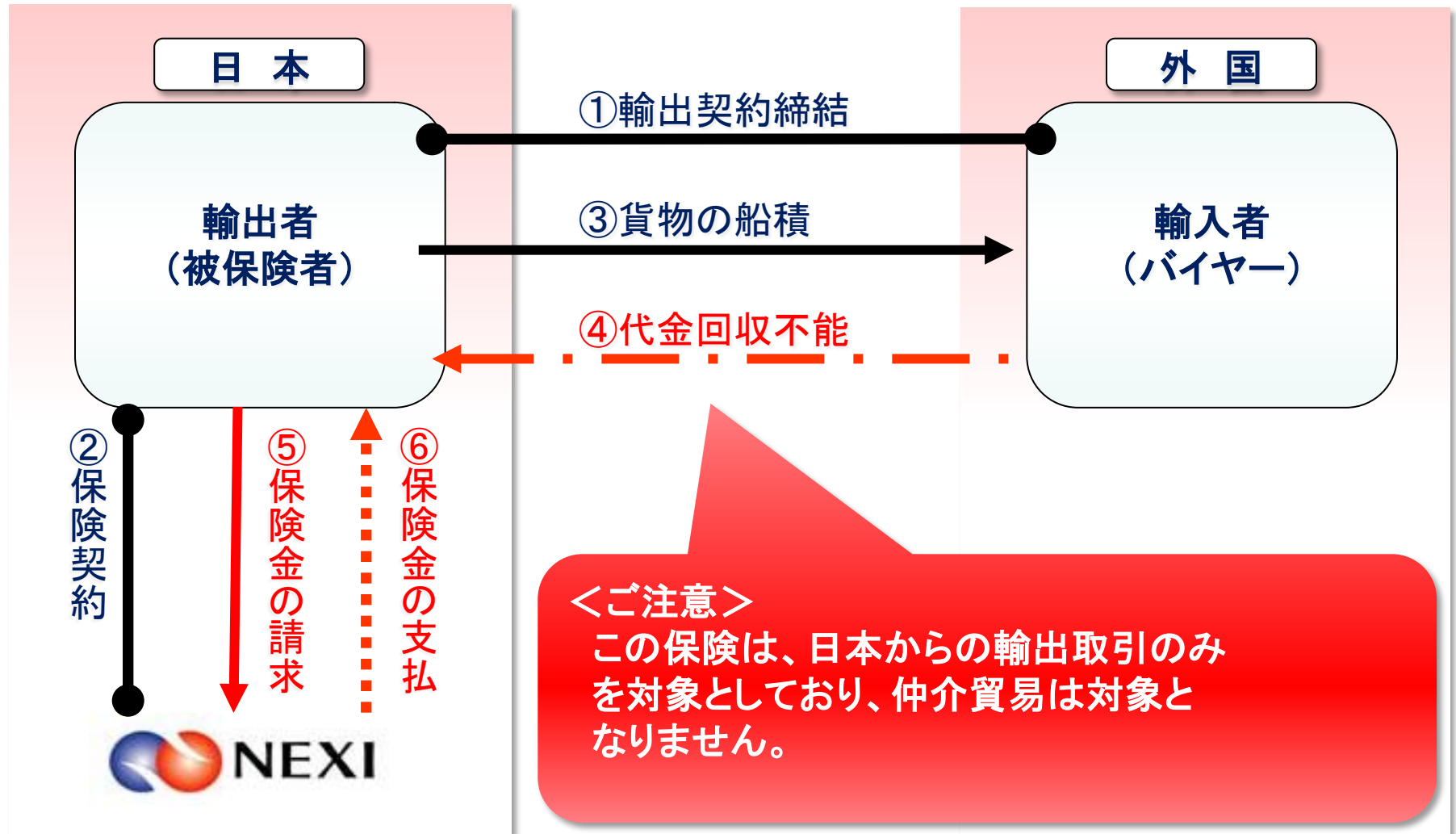
(1) - 1 中小企業輸出代金保険の特徴

「中小・中堅企業の皆様の海外市場への挑戦を応援する保険」

3つのポイント

- ① 資本金10億円未満の中小・中堅企業を対象とした申込み手続きが簡単な保険です。
- ② 迅速に保険金をお支払いします(原則として保険金請求後1ヶ月以内に保険金を支払います)。
- ③ 保険金支払い後の回収は、原則サービサー(債権回収専門業者)が行います。

(1) - 2 中小企業輸出代金保険のイメージ図



(1) - 3 中小企業輸出代金保険の特徴 - 概要

切り口	ポイント
A) 被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の当事者(本邦人・本邦法人)、かつ ■ 中小企業^(※1) および中堅企業^(※2)
B) 契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出契約(本邦からの輸出のみ)
C) てん補リスクの範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 船積後の非常・信用リスク
中小企業輸出代金 保険の特徴 ・・対象契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約金額が5,000万円以下であること ■ 決済手段の制限なし^(※3) ■ 決済ユーザンスが180日以内であること

(※1) 中小企業基本法上の「中小企業者」に該当する企業

(※2) 資本金10億円未満の企業

(※3) 「国カテゴリ」や「バイヤー格付」など案件の個別要因により引受の制限や審査が設けられる

(2) 対象となる輸出契約

保険対象となる契約の要件は次のとおりです。

- ・ 原則として、契約金額が5,000万円以下
- ・ 日本国内から外国へ契約貨物を直接輸出する取引
- ・ 決済ユーザンス※が180日以内

※貨物の船積日から代金決済日までの期間

(3) てん補範囲・付保率（カバー割合）

お支払いする保険金の範囲・上限は次のとおりです。

	船積前 (輸出不能)	船積後 (代金回収不能)
非常危険	対象外	95%
信用危険	対象外	95%

契約金額に対して※

※船積前に決済された金額を除く

(4) - 1 保険料計算

保険料の算出方法は次のとおりです。

- ・保険料は、保険価額に保険期間の長さ、支払国のカントリーリスクに応じて設定された保険料率を乗じて算出します。

てん補危険	(保険価額)	(保険料率)	(保険料)
非常危険	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; display: inline-block;"> 契約上の代金額※ </div>	×	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; display: inline-block;"> 保険料率 </div>
信用危険			

※(船積前に決済された金額は控除)

最低保険料: **3,000円** (<10,000円 貿易一般保険)

(4) - 2 モデル保険料

モデル保険料は次のとおりです。

例: 次の条件の輸出契約の場合

・契約金額1,000万円(FOB※)、D/A 60 days after B/L date ※

※FOB=Free on Board・・・売り主が貨物を本船に積み込むまでの梱包費等の一切の費用・危険を負担

※D/A=Documents against Acceptance・・・引き受け渡し

※B/L=Bill of Lading・・・船荷証券発行

・アメリカ向け・・・63,400円 (0.634%※)

・中国向け・・・82,400円 (0.824%※)

※ 保険金額に占める保険料の割合を概算で表記したもの

(※) 参考資料(P.403)もご参照ください

(5) 引受条件・・・バイヤー格付による条件

保険種		中小企業輸出代金保険						
区分	格付	非常危険		信用危険				
		B		D				
		船積後		船積後				
		L/Cあり	L/Cなし	破産手続開始の決定		債務不履行		
L/Cあり	L/Cなし			L/Cあり	L/Cなし			
名簿区分	G	GS	○	○				
		GA	○	○				
		GE	○	○				
	E	EE	○	△	○	△	○	△
		EA	○	△	○	△	○	△
		EM	○	△	○	△	○	△
		EF	○	△	○	△	○	△
		EC	○	×	○	×	○	×
	P	PU						
		PN	○	×	○	×	○	×
PT								
事故管理区分	R	GR	○	×	○	×	○	×
		ER						
	B	GB	お引き受けできません					
		EB	お引き受けできません					
未登録		登録後にお申し込みください						

○:てん補します。

△:個別保証枠残高が付保を希望される契約金額以上ある場合に、お引受け可能です。

注) 輸出契約の相手方と支払人が異なる場合は、支払人の格付でご確認下さい。

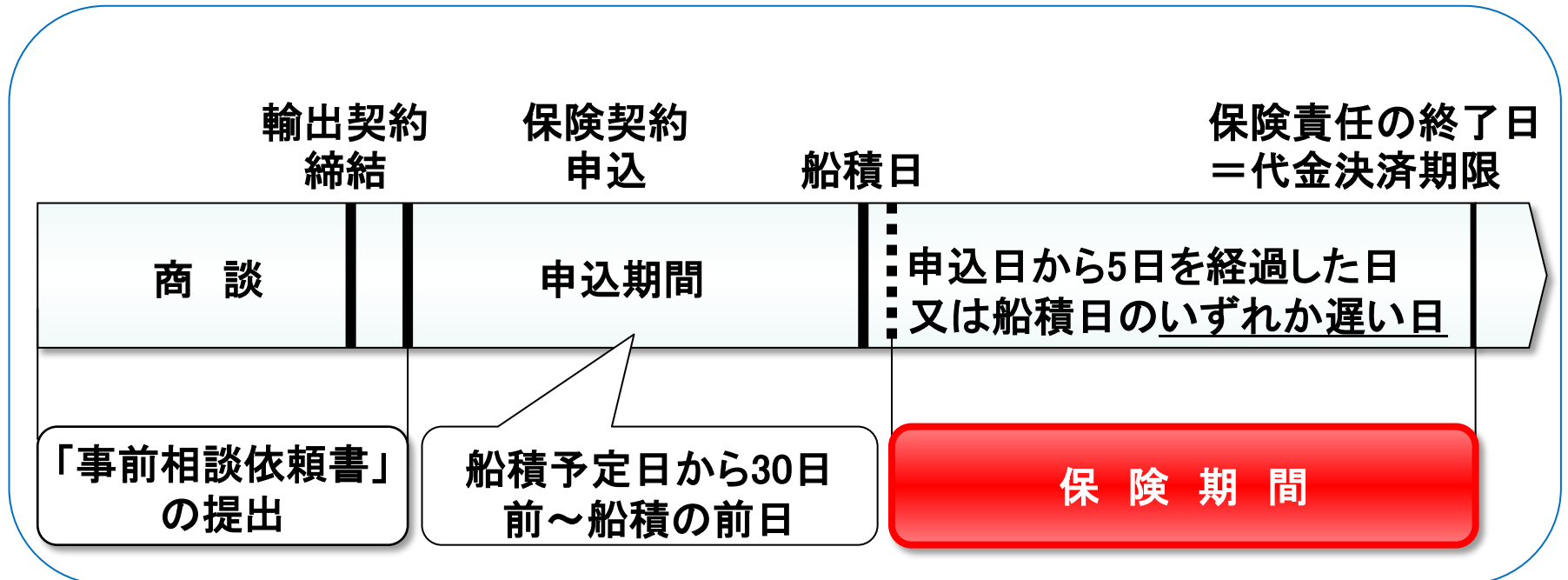
注) L/Cによる信用危険の引受けは、L/C開設(確認)銀行がGS格、GE格又はSA格付の場合に限ります。

**信用調査報告書取得の無料サービス
(中小企業のみ。原則3件上限/1社)**

(6) - 1 保険期間

保険期間は次のとおりです。

- ・ 保険契約の申込みの翌日から起算して5日を経過した日
または船積日のいずれか遅い日から代金の決済日までの期間



(6) - 2 保険申込フロー

① 事前相談依頼書の提出(保険利用者・バイヤーの登録)



② 事前相談に対するNEXIからの回答



③ 保険申込み(質権設定承諾申請)

今年4月からフォーマットが変更しています。ご注意ください！！



④ 保険契約締結(保険証券・請求書発行)



⑤ 保険料支払い

(7) 輸出契約等の内容変更

重大な変更が生じた場合、申請が必要です。

「重大な内容変更」とは

1. 船積予定日の延期(保険証券記載の船積期日から3ヶ月を超えるもの)
2. 決済条件の変更
3. 輸出契約の相手方、支払人または保証人の変更
4. 仕向国、支払国または保証国の変更
5. 輸出貨物の変更
6. 代金等の5%以上の増額

内容変更申請手続期限

- ・ 変更の生じた日から 1ヶ月以内 かつ 保険期間内

失効

(8) Q&A① (引受対象)

Question①

貨物を中国から調達し、ブラジル向けに出しますが、付保できますか？仲介貿易契約(三国間貿易)への貿易保険利用は可能でしょうか？

Answer①

仲介貿易契約は中小企業輸出代金保険の引受対象外のため、利用できません。

本邦からの出荷品のみが対象になります。

(8) Q&A② (申込みのタイミング)

Question②

船積みが本日ですが、保険の申込みは可能ですか？

Answer②

保険の申込期限を過ぎているため、ご利用になれません。

～保険の申込期限～

「契約締結日以降船積み予定日の30日前から船積の前日まで」

(8) Q&A③ (事前相談依頼書)

Question③

バイヤーの格付を確認したいのですが、どのようにしたらよいですか？ また、バイヤーが登録されておらず格付が付与されていない場合はどのような手続きが必要ですか？

この手続きの所要期間と費用について教えてください。

Answer③

NEXIに登録の有無をお問い合わせください。

登録がない場合は、申込みに先立ちご提出頂く事前相談書にて同時に登録申請を行うことができます。登録に必要な信用調査取得費用は、中小企業者の皆様については、3件まで無料です。なお、登録には2～3週間頂いておりますので早めにお申し込みください。

(8) Q&A④ (事前相談依頼書)

Question④

バイヤー登録をしたら、付与された格付がEC格になっていましたが、保険の利用はできますか？

Answer④

残念ながら、利用できません。

取消不能信用状(ILC)により決済されるご契約であれば、お引受け出来ます。

(8) Q&A⑤ (事前相談依頼書・過去の決済遅延等の有無)

Question⑤

数年前に米国破産法 Chapter-11が適用された米国企業ですが、現在は営業が再開され、今回貨物を出荷することになりました。付保できますか。NEXIの格付ではEF格となっていることを確認しています。

Answer⑤

(答)

付保は可能です。なお、新規の保険申込みである場合にはこれらの情報を事前相談依頼書の「過去の決済遅延等の有無等」の欄にご記載ください。

(8) Q&A⑥ (事前相談依頼書・中小企業の定義)

Question⑥

中小企業輸出代金保険を利用できる企業に制約はありますか？

Answer⑥

中小企業基本法第2条第1項にて定義があります。

(中小企業者については以下①～④をご参照下さい)

- ①資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社または個人であって製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- ②資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社又は個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(8) Q&A⑥ (事前相談依頼書・中小企業の定義・続き)

- ③資本の総額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社又は個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ④資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社または個人であって小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(中堅企業については、以下をご参照下さい)

- 上記「中小企業の定義」に該当する企業を除く、資本金もしくは出資総額10億円未満の企業

(8) Q&A⑦ (事前相談依頼書)

Question⑦

事前相談依頼書を毎回提出する必要があるのでしょうか？

Answer⑦

当該バイヤーとのお取引で、初めて保険を利用される際には、事前相談依頼書のご提出をお願いしています。

同一バイヤーへの2回目以降の保険利用に際しては、事前相談依頼書の提出は不要です。

(9) 主な免責事項（保険金をお支払いできない場合）

- ①お客様の故意又は重大な過失により生じた損失
- ②貨物の滅失・き損・だ捕、その他貨物について生じた損失
- ③輸出契約等に関してお客様による法令違反があった場合において生じた損失
- ④保険責任の開始日前にてん補事由が生じたときの当該事由による損失
- ⑤お客様の告知義務違反により日本貿易保険が解除した保険契約における損失
- ⑥お客様と輸出契約等の相手方が次のいずれかに該当する場合における信用危険に対する損失
 - お客様の本店又は支店
 - お客様と特定の資本関係があるバイヤー、子会社、兄弟会社など
 - お客様と特定の人的関係がバイヤー
- ⑦お客様が、当該約款に基づく保険関係について、日本貿易保険の承認を受けないで、保険の目的を譲渡（譲渡担保の設定を含む）した場合には、譲渡された当該保険の目的にかかる損失
- ⑧保険契約の締結後、保険の目的が輸出契約以外の契約（仲介貿易契約等）となった場合において、当該契約に係る債権について生じた損失

個3) 輸出手形保険



個3) 輸出手形保険 目次

- (1) 輸出手形保険の概要
- (2) 保険関係の成立と買取基準
- (3) てん補範囲
- (4) 付保率と保険料計算
- (5) バイヤー格付・個別保証枠
- (6) 保険関係成立後の手続
- (7) 輸出手形の内容変更
- (8) 重要事項について(免責事項・オーバーデュー)
- (9) Q&A

参考資料: 輸出手形保険のフローチャート他

(1) 輸出手形保険の概要

切り口	ポイント
A) 被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出債権(荷為替手形)を買い取った本邦所在銀行
B) 契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出契約(本邦からの輸出のみ)
C) てん補リスクの範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出手形買取後の非常・信用リスク
<p>輸出手形保険の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融機関にとっては、買取リスク軽減 ■ 輸出者にとっては、金融機関に買取を依頼することにより早期の代金回収を実現

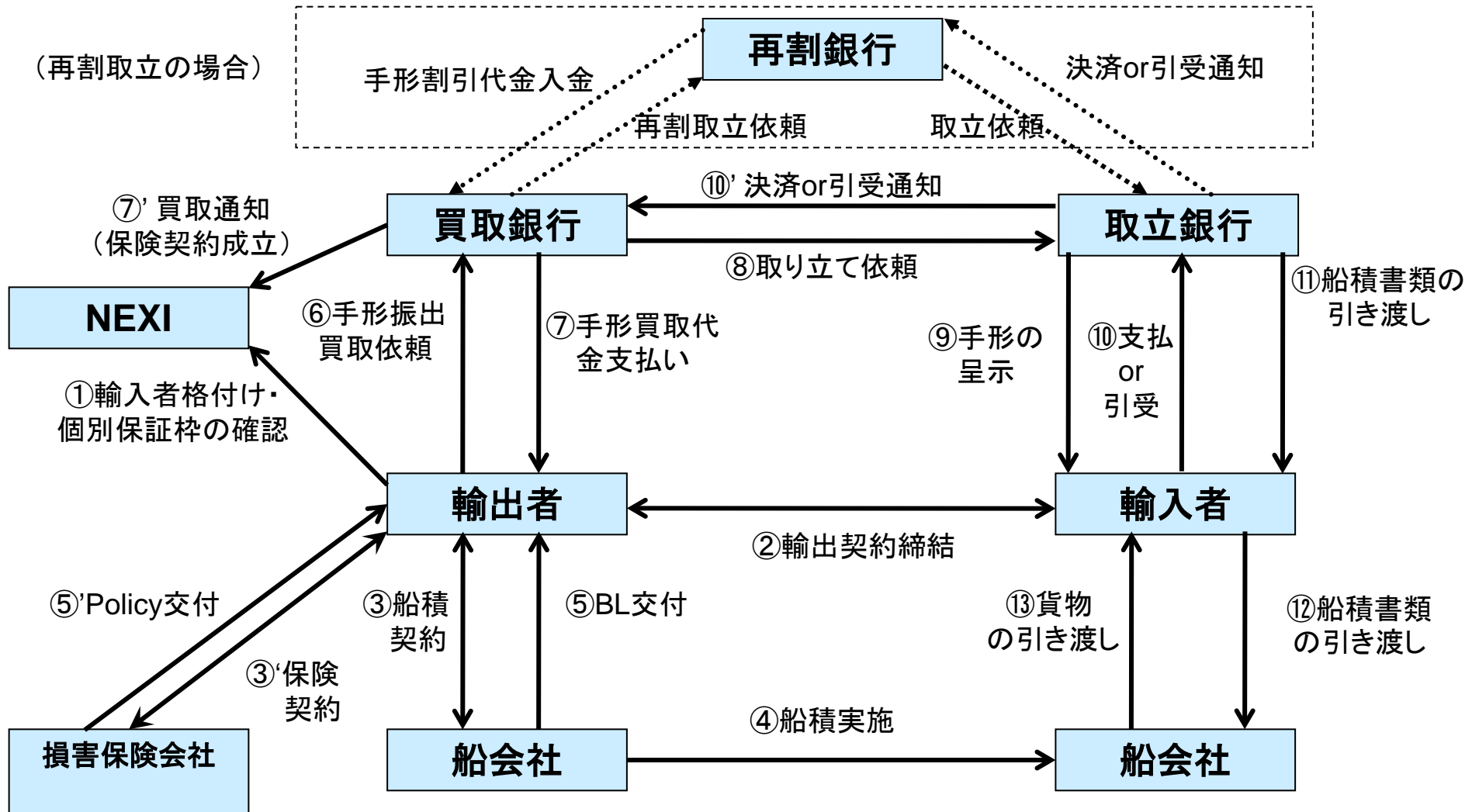
(1) – ①輸出手形保険の意義

輸出手形保険は1953年の発足以来、荷為替手形の買取銀行の危険を担保し、買取り上の不安を取り除くことによって特に、中小企業者の振り出す荷為替手形の買取が円滑に行われるようにするための保険として提供されています。

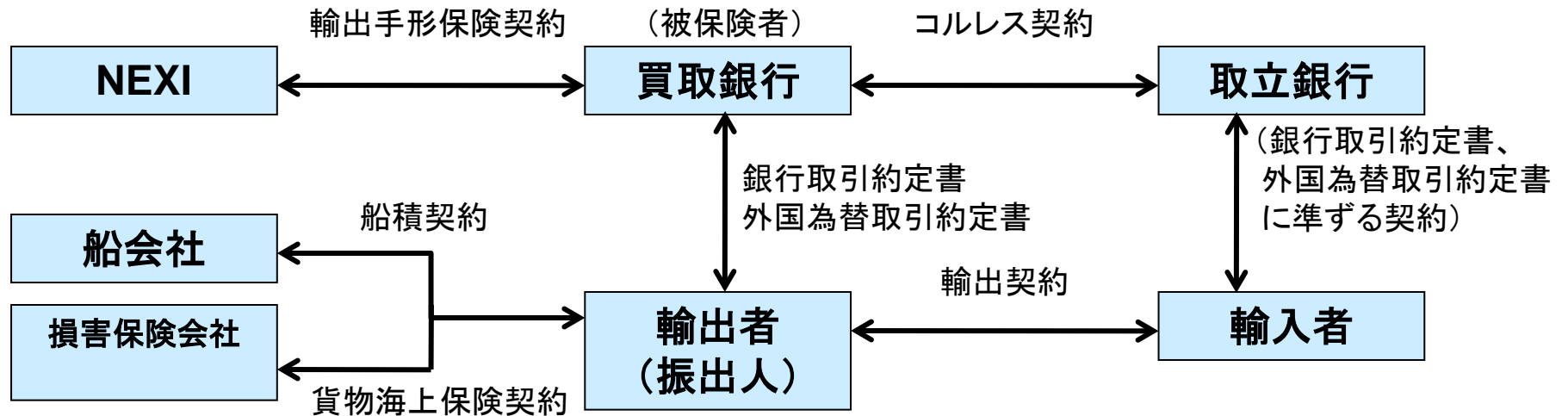
(保険の特徴)

- 保険目的が輸出代金の回収のために振り出された荷為替手形に限定されている。
- 原則として、輸出貨物の種類に制限がない。
- 被保険者が輸出者でなく、輸出者から荷為替手形を買取った手形買取銀行である。
- 銀行は、支払いを受けた保険金の範囲内において、保険事故が生じたことについて無責の振出人に対して、そ求することが制限されており、この結果、無責の振出人も保護している(保険事故に責任の無い振出人は保険金部分について買取銀行からの買い戻し請求を受けない)。
- 事故事由に制限がなく、信用危険、非常危険の全てを担保している。

(1) - ② 荷為替手形の代金取立フロー



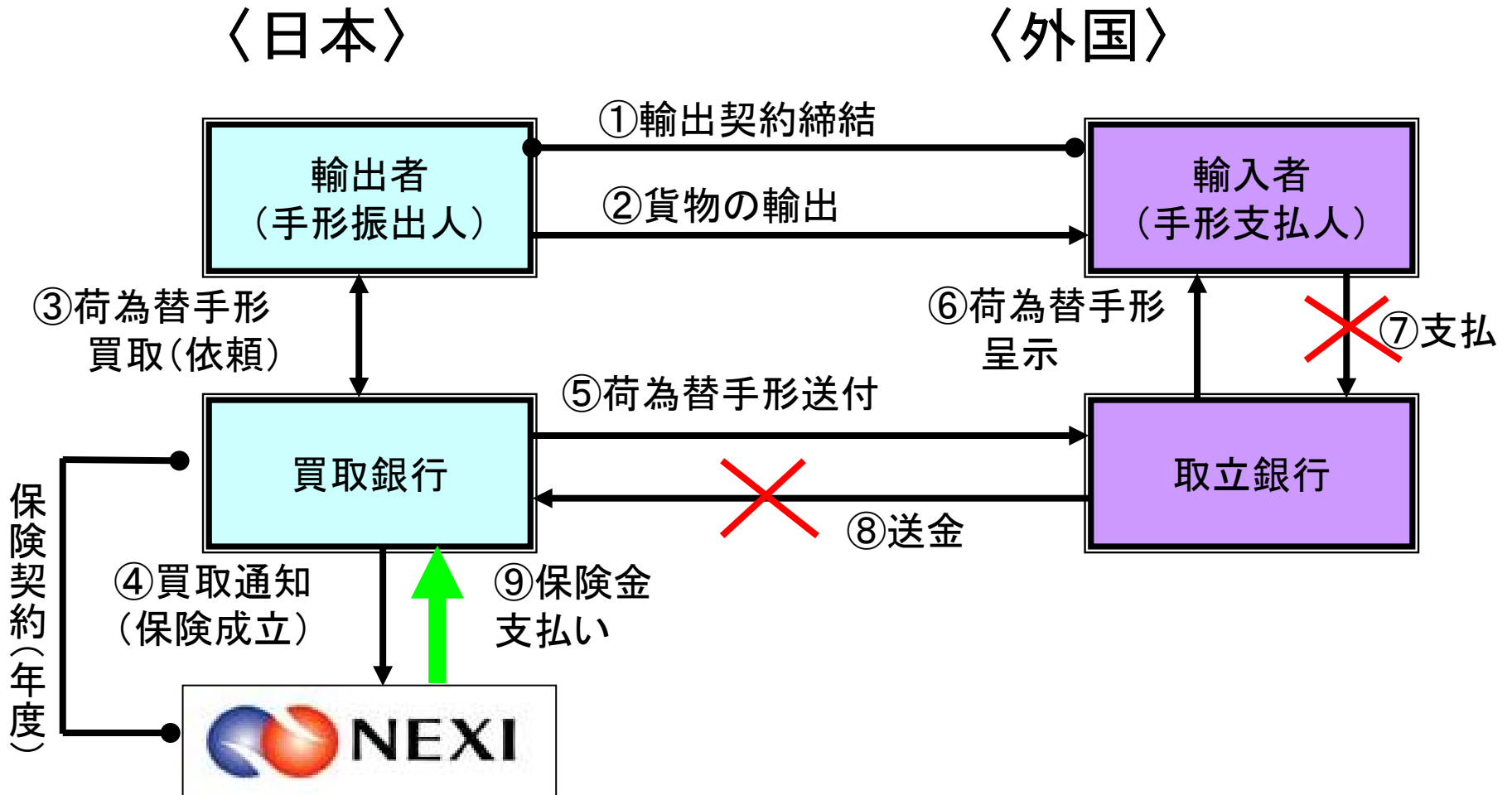
(1) - ③ 契約関係でみた各社のつながり



輸出手形保険における振出人の位置づけ

- 上記のように輸出手形保険契約は買取銀行とNEXIとの間で締結されるため、振出人は保険契約の契約者ではない。
- 他方、不払い時の手形のそ求を制限することにより、輸出手形保険は実態として買取銀行および振出人双方のリスクをカバーしているものであり、外国為替取引約定書等において買取銀行と振出人(輸出者)は輸出手形保険付保の場合の約定を通常は取り決めている。

(1) - ④ 輸出手形保険のイメージ図



(1) - ⑤ 輸出手形保険のポイント

- ①輸出貨物代金の回収のために振り出された荷為替手形が保険の対象
- ②輸出貨物の種類に制限がない
- ③本保険の被保険者は銀行であり、輸出者が振り出した荷為替手形を銀行が買い取り、日本貿易保険へ通知したものに付保される
 - * 荷為替手形買銀行が、日本貿易保険と輸出手形保険契約を締結している事が必要
- ④振出人(荷為替手形を振り出した輸出者)に事故の責任がない場合は、銀行から買取代金の払い戻しを請求されることがない
 - * 銀行は、保険事故が生じたことについて「無責の振出人」に対し支払保険金の相当額を請求することを約款で制限されているため
- ⑤てん補事由に制限がなく、非常リスク・信用リスクの両方がてん補される

(2) 保険関係の成立と買取基準

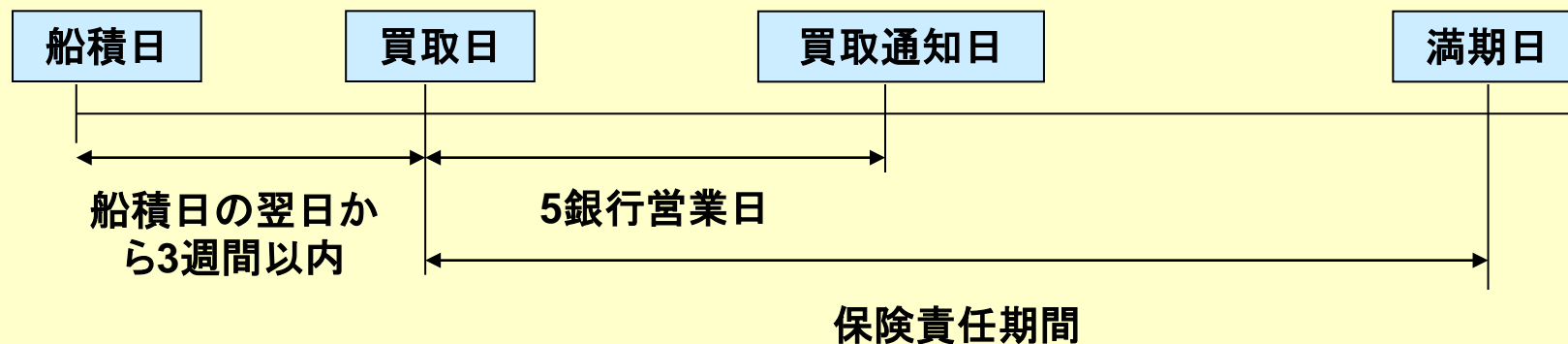
【保険契約】

各銀行とNEXI間で輸出手形保険・保険契約書(特約書)を締結(契約は自動更新)。

【個別の買取手形の保険関係の成立】

銀行は保険対象手形の買取以後、5銀行営業日(買取日を含む)以内にNEXIに買取の通知を行うことにより、買取日に遡り保険関係が成立。

(保険責任期間のチャート)



(2) 保険関係の成立と買取基準

買取基準：成立要件 (運用規程第1条)

- ①船積日の翌日から起算して、3週間以内に手形の買取りが行われていること
- ②日本貿易保険が指定した者以外を手形関係人とする
手形であること
- ③日本貿易保険が別に定める国、または、地域(特定国)を支払国または支払地とした手形ではないこと
- ④手形金額が500億円以下の荷為替手形であること
- ⑤手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間が720日以内の荷為替手形であること

(2) 保険関係の成立と買取基準

買取基準：銀行の確認要件 (運用規程第2条)

〈D/P・D/A手形〉

- 手形金額：送り状の金額の範囲内
- 以下の要件を満たす船積書類の添付

① 船荷証券の添付

i) 発行者

- 海上運送法に基づき船舶運航事業を行う者、その他これに準ずる外国船舶運搬事業を行う者
 - 航空法に基づき航空運送事業を行う者
 - 貨物利用運送事業法に基づき貨物利用運送事業を行う者
 - 上記の代理人
 - 日本貿易保険が特に認めた者
- 航空運送事業者および貨物利用運送事業者のリストについては、NEXIホームページを参照。[\(http://nexi.go.jp/product/bill/condition/\)](http://nexi.go.jp/product/bill/condition/)

(次ページにつづく)

(2) 保険関係の成立と買取基準 (続き)

- ii) 送り状金額の全部が担保、かつ、表示通貨は手形上の表示通貨と同一であること
- iii) 船荷証券/送り状の記載と一致していること
船荷証券および送り状: 貨物の種類・数量
船荷証券: 積込船名、積込地、積替地、荷揚地
- iv) 商品の種類によって慣行上、必要かつ十分な条件で担保されており、かつ、戦争保険約款および同盟罷業(ストライキ)約款付であること
- v) 保険証券に手形振出人の白地裏書があり、複本全通が提出されること
- vi) その他必要且つ適正な記載事項を揃えていること

〈信用状付荷為替手形の場合〉

- 手形金額:
送り状の金額の範囲内であること
- 取消不能信用状:
信用状統一規則に基づく支払確約、または同等の支払確約がなされているもの
- 手形の名宛人:
信用状発行銀行、信用状確認銀行、または補償銀行

(3) - ① てん補範囲 (てん補事由)

〈非常危険〉

- ①外国で実施の為替取引の制限又は禁止
- ②外国における戦争、革命または内乱
- ③政府間合意に基づく債務繰延協定、又は支払国に起因する外貨送金遅延
- ④上記以外の、本邦外で生じた手形関係人に責任がない事由

〈信用危険〉

上記①～④以外の事由(支払人の破産・支払遅延等)

(3) - ② てん補範囲（保険事故の解釈）運用規程第5条

（荷為替手形について直送取立を行った場合）

- 満期における不払い
- 「満期前そ求の実質的条件等」*の充足に至ったこと
（荷為替手形について再割引を受けて取立を行った場合）
- 再割銀行から満期後にそ求を受けて償還したこと
- 「満期前そ求の実質的条件等」*の充足に至ったこと

* 満期前そ求の実質的条件等

- 支払人の引受拒絶（手形買取日以後、2カ月を経過した日まで一方的に支払人が引受延引した場合を含む。）
- 引受または支払のための呈示が支払人の所在不明、その他の不可抗力により不可能となったこと。
- 引受のための呈示前または満期前に支払人についての破産手続開始の決定、支払停止、会社更生開始決定、強制執行が奏効しなかったこと等により支払の見込みがないことが明らかとなったこと。

(4) - ① 付保率と保険料計算

【保険価額】

付保対象の買取手形金額

(外貨建ての場合は、買取時に適用した外国為替相場により円貨換算した額)

【保険金額】

保険でてん補すべき金額またはその最高限度額

保険金額 = 保険価額 (手形金額) × 付保率

【付保率】

	船積前リスク	船積後リスク
非常リスク	/	95%
信用リスク		95%

(4) - ② 付保率と保険料計算

【保険料計算方法】

$$\text{①非常保険料} = \text{非常保険金額} \times \text{非常料率}(\text{※1})$$

$$\text{②信用保険料} = \text{信用保険金額} \times \text{信用料率}(\text{※2})$$

$$\text{納付保険料} = \text{①非常保険料} + \text{②信用保険料}$$

※1 非常料率は、国の危険別にA(0.4倍)～H(5.0倍)の8段階

※2 信用料率には、D/A料率とD/P料率の2種類があります
 信用状付き荷為替手形は、すべてD/P料率が適用されます

※3 お支払いいただく保険料の最低額は3千円です

例：手形金額1千万円

(付保率：船積後(手形買取後) 非常・信用とも95%)

D/A60days after B/L dateの輸出契約

アメリカ向け 50,255円(約0.50%)

中国向け 87,020円(約0.87%)

タイ向け 103,740円(約1.04%)

(注：括弧書きの%は、契約金額に占める保険料の割合を概算で表したもの)

(※)参考資料(P.403)もご参照ください

(5) - ① バイヤー格付

保険種		輸出手形保険			
格付	区分	非常危険	信用危険	非常危険	信用危険
		B	D	B	D
		L/C決済		D/P・D/A	
名簿区分	G	GS	○		○
		GA	○		○
		GE	○		○
	E	EE			△
		EA			△
		EM			△
		EF			△
		EC			×
	P	PU			
		PN			×
		PT			
	S	SA	○		○
		SC	×		×
	事故管理区分	R	GR		
ER					×
SR			×		×
B		GB			×
		EB			×
		SB	×		×
未登録		登録後にお申し込みください			

○: てん補します。
 △: 個別保証枠残高の範囲内でお引受け可能です。

(5) – ② 個別保証枠 (運用規程第7条～15条)

- バイヤーの格付(EE、EA、EF、EM格)ごとに保険関係を成立させる限度額(個別保証枠)が設定されている。
- 当該バイヤーを手形支払人とする荷為替手形の券面上の金額は、あらかじめ個別保証枠の範囲内であることが必要であり、「個別保証枠確認証」の取得が事前に必要。
- 個別保証枠確認証の有効期限は確認した日から3ヶ月。

提出書類:

- ①個別保証枠確認申請書(OCRシート2001)
- ②輸出契約書もしくは輸出契約成立以前にあっては、注文書またはこれらに準ずる書類の写し(バイヤーのサインのあるもの)

(5) – ③ 個別保証枠の確認に必要な要件

- 予想される手形の買取日(または船積予定日)から逆算して3ヶ月以内に確認申請が必要。
- 確認申請書に添付する輸出契約書等には、契約金額、船積時期、決済方法等の基本条件が明確である必要がある。
- 一つの輸出契約で船積が数回に及ぶ場合は、輸出契約書等の写しの他、インボイスの写しを添付する。
- 船積後に確認申請する場合は、インボイスおよびB/Lの写しを添付する。
- 当該バイヤーの格付がEE,EA,EMおよびEF格以外に変更された場合、または海外商社名簿から削除された場合には、その日以降その確認証は無効となる。
- 手形金額が個別保証枠確認証の確認金額の105%を超える場合には新たに個別保証枠の確認申請が必要。
- 個別保証枠確認証の分割使用は可能(ただし、合併使用は不可)

(6) 保険関係成立後の手続

買取銀行からの「買取通知書」および「輸出手形保険内容変更承認請求書」の受理後の事務手続きは次のとおり。

① 翌月10日前後

「輸出手形保険契約台帳(照合用)」を送付。

② 翌月20日前後

上記①の台帳記載内容に関して修正等の必要がある場合、買取銀行は「訂正・修正・取消依頼書」を提出。

③ 翌月25日前後

「輸出手形保険契約台帳(確定用)」とともに、保険料請求書をNEXIより送付。

(7) 輸出手形の内容変更

【 荷為替手形の重大な内容変更等 】

- ①手形金額の変更
- ②決済通貨の変更
- ③手形支払人の変更
- ④手形の満期の変更
- ⑤手形支払条件の変更
- ⑥仕向国の変更
- ⑦支払国の変更

※⑤、⑥以外は手形書換要

変更のあった日から1月以内且つ保険責任期間内に申請要

(8) - ① 重要事項について (保険金の不払い/免責)

	保険金が不払い/免責となる例
不払いとなるもの	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>保険関係の不成立、無効</u> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 買取要件(上述の買取基準を参照)が満たされておらず、保険関係が成立していないもの ▪ 別の手形の内容が買取通知書に記載されたもの 等 ➤ <u>請求権の未発生・請求権の消滅</u> <ul style="list-style-type: none"> ▪ てん補危険が発生していないもの ▪ 時効により保険金請求権が消滅しているもの ➤ <u>その他保険契約に違反しているもの</u>
てん補対象から除外され免責となる損失	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>銀行の故意又は重大な過失により生じた損失</u> <ul style="list-style-type: none"> ▪ Overdue規程(後述を参照)に抵触して発生した損失 等 ➤ <u>D/P手形の支払前またはD/A手形の引受前の貨物引渡しによって生じた損失</u> ➤ <u>損失防止軽減義務違反により生じた損失</u> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 実施可能な貨物保全がされず発生した損失 ▪ 支払人破産のケースで管財人等への債権登録が実施されなかったことにより発生した損失 等 ➤ <u>荷為替手形の支払人と振出人が実質的に経営を支配できる関係にある場合に生じた信用事故による損失</u>

(8) - ② オーバーデュー規程

(既振出手形に係る満期不払後の手形買取等について)

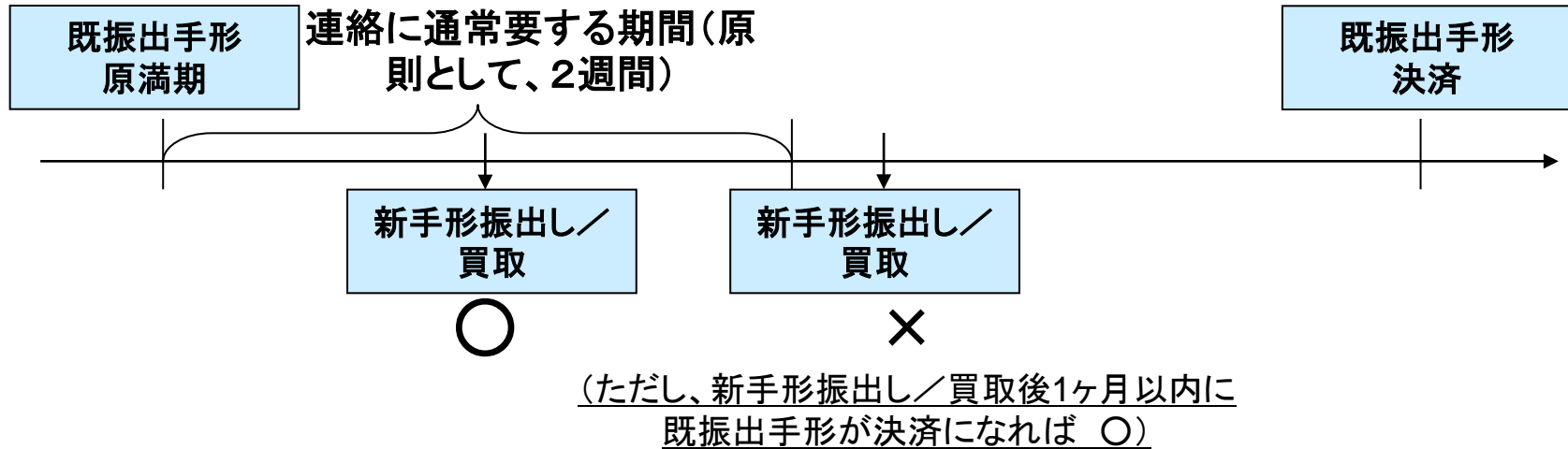
既に同一振出人により振出され、または、同一買取銀行によって買取られた同一支出人宛の荷為替手形が原満期に不払いとなった後、同一支出人宛ての手形が振出され、または買取られて、輸出手形保険付保がされた場合において、支出人の債務不履行によって保険事故になった場合には、免責・不払いの恐れがある(後述の救済規程あり)。

(既振出し・買取手形が不払いとなった後に振出し・買取られた手形の取り扱い)

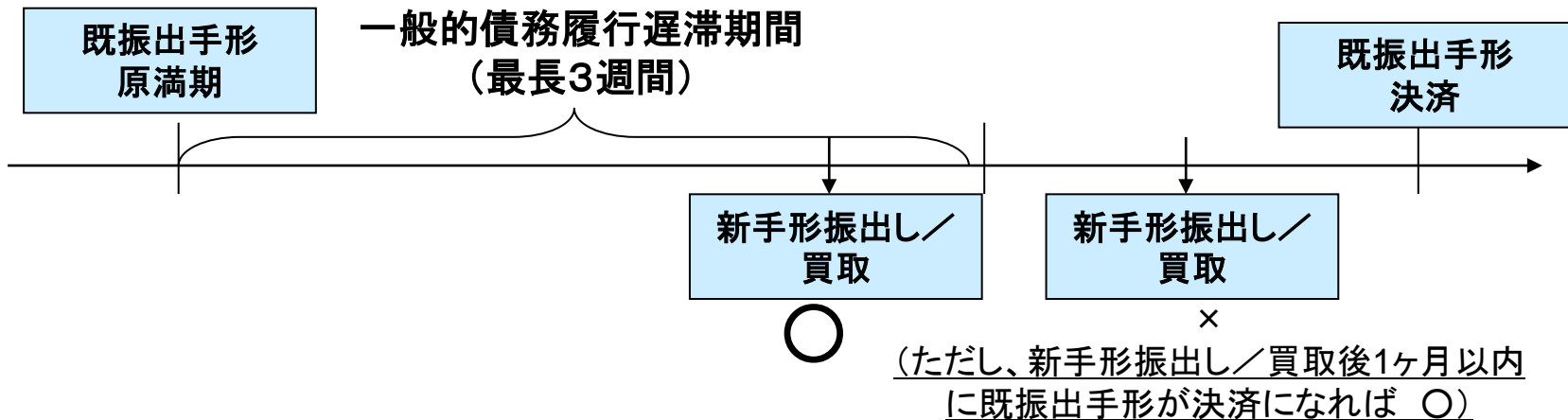
問題となる手形振出し・買取	保険金支払上の取り扱い
同一振出人による同一支出人宛の手形が振り出された場合	保険事故について振出人有責のケース。手形のそ求権の行使が、銀行の損失防止軽減義務として必要となる。
同一買取銀行による同一支出人宛の手形が買取られた場合	銀行の重大な過失により発生した保険事故による損失として免責となる。

(8) - ③ オーバーデュー規程

(既振出手形不払いの発生を振出人または買取銀行が知り得なかった場合)



(既振出手形不払い発生を以て即支払人の信用状態の悪化と推察し得ない場合)



(9) Q&A①

Question①

買取条件にあるB/L発行者の運送業者に関して、NEXIのリストに掲載がありません。付保したいのですが、どのようにしたらよいですか？

Answer①

B/Lをご提示いただき、NEXIにて確認させていただきます。貨物利用運送事業者の登録について、B/Lを発行する運送業者は登録されていないがB/L発行者の代理人が登録している場合、B/L発行者と代理人との間で『B/L発行に係る一切の責任を代理人が負う』契約関係(取決)等になっている事などを確認させていただきます。(2013年度改定:運用規定第2条)

(9) Q&A②

Question②

50万ドルの輸出契約について、個別保証枠確認申請を行った結果、申請通りに、50万ドルの全額について確認されました。しかし、その後、契約金額に変更があり、52万ドルになりました。この場合、増額分について追加での確認申請の必要はありますか。

Answer②

今回の増額分に対しての確認申請は不要です。

《POINT》 (運用規定第9条)

- 契約金額の増加金額が確認金額の5%の範囲であれば、輸出手形保険の保険関係の成立が認められます。
- ただし、増額分が5%を超えた場合には、新たな個別保証枠の確認申請が必要となります。

(9) Q&A③

Question③

契約金額1千万円の輸出契約を締結し、EE・EA・EF・EMバイヤー個別保証枠の確認申請をしたが、600万円しか確認(確認証上の手形金額は630万円となります)が得られません。このような場合、輸出手形保険を付保することができるのでしょうか。

Answer③

輸出手形保険の付保は可能です。個別保証枠の確認額が手形金額に満たない場合は、確認額の105%までは輸出手形保険を付保することができます。ただし、この場合は付保する手形と無付保の手形に分けて振り出さなければなりません。従って、本件は、確認金額が600万円ですので輸出手形保険を付保することができる630万円の手形と無付保の手形370万円に分ける必要があります。(運用規定第7条)

(9) Q&A④

Question④

1つの船積書類にL/CとD/P、D/AとのCombine手形の付保に際して、保険上どのようなことに注意しなければならないでしょうか。

Answer④

全体が100の契約のうち、60がL/C付手形、40がD/P、D/A手形として、振り出される場合、両方について輸出手形保険を利用するのか、またはどちらか一方のみにするかは、買取銀行による選択が可能です。

しかしながら、手形の取り立てに際しては、L/C付手形とD/P、D/A手形の両方が同時引き受け・同時支払いを行うよう取立銀行に指示する必要があります。どちらか一方の手形が未引受け・未払いのまま船積書類が支払人に引き渡され保険事故となった場合は、引き受け前または支払い前に附属貨物が引き渡されたことにより生じた損失にあたり、保険金は免責となります。

(9) Q&A⑤

Question⑤

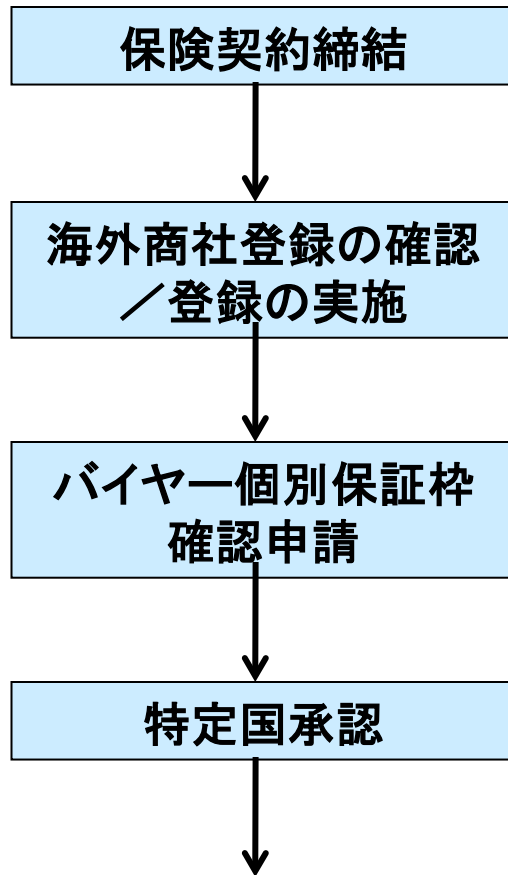
個別保証枠の確認を受けたEE・EA・EF・EM確認証が買い取りに出されないまま手元にあります。有効期間の3月間が過ぎています。そのままにしておいて良いでしょうか。

Answer⑤

確認証の分割使用で未使用残が出たり、船積みが遅れて有効期間中に使用されなかったり、また、契約破棄等により確認証が不要となった場合には、速やかに確認額あるいは未使用残額について枠戻手続き[「輸出手形保険(決済／枠戻)通知書」の提出]をしてください。この手続きが行われないと当該バイヤーに対する個別保証枠の残額が減少したままの状態となり、他の保険利用者の方々にご迷惑をかけることとなりますので、ご注意ください。(運用規定第12条)

参考：輸出手形保険のフローチャート①

実施項目



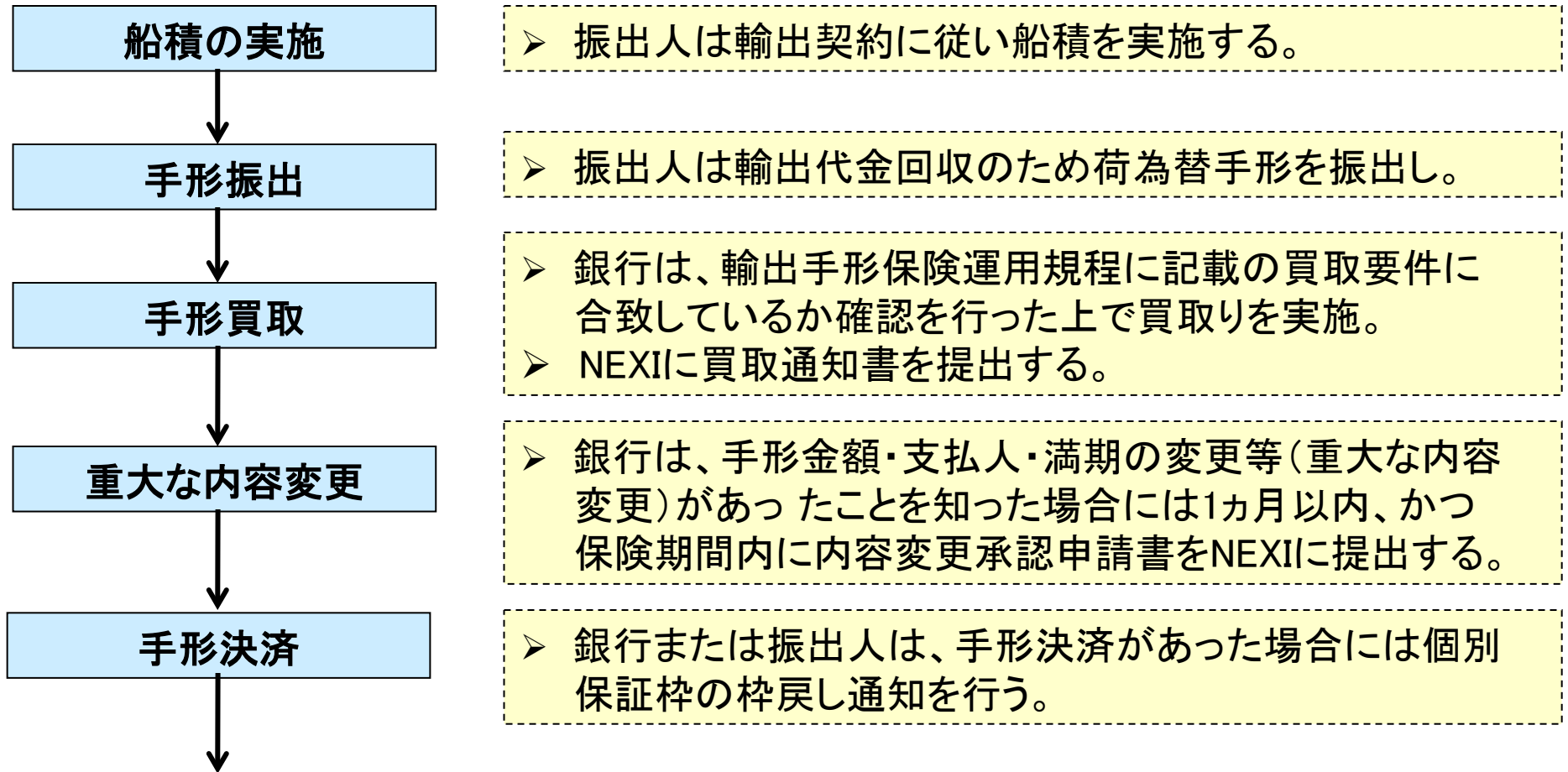
実施内容

- 各銀行とNEXIは輸出手形保険契約を締結。
 - 保険契約は毎年度、更新締結される。
 - 個々の荷為替手形の買取により保険契約が成立。
- 銀行または振出人はNEXIが作成する海外商社名簿を確認。
 - 手形支払人が同名簿に未登録の場合には、登録手続きを行う。
- 銀行または振出人はバイヤー個別保証枠確認申請書・バイヤーのサインのある輸出契約書・注文書等の写しをエビデンスとして提出してNEXIから個別保証枠確認証の取得を行う。
- NEXIが指定する特定国向けの荷為替手形の保険の付保にあたっては事前にNEXIに特定国承認等申請書を提出し特定国承認証の取得を行う。

参考：輸出手形保険のフローチャート②

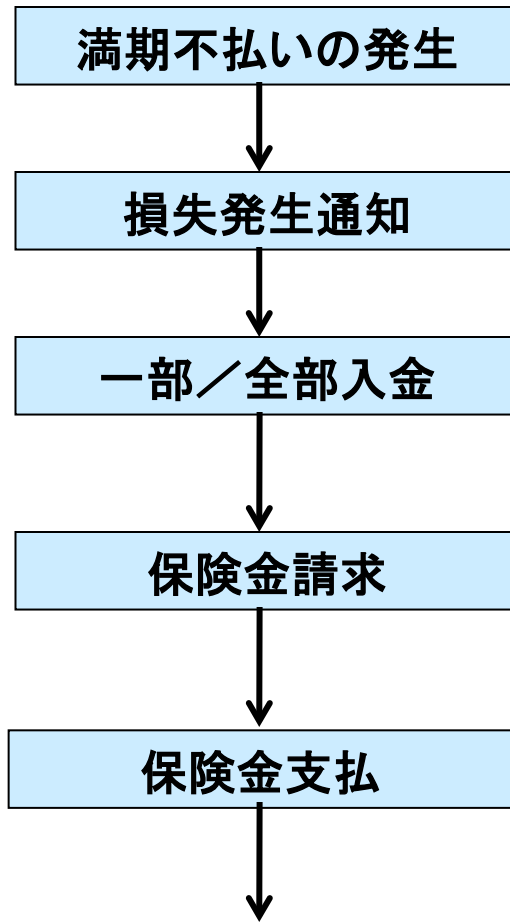
実施項目

実施内容



参考：輸出手形保険のフローチャート③

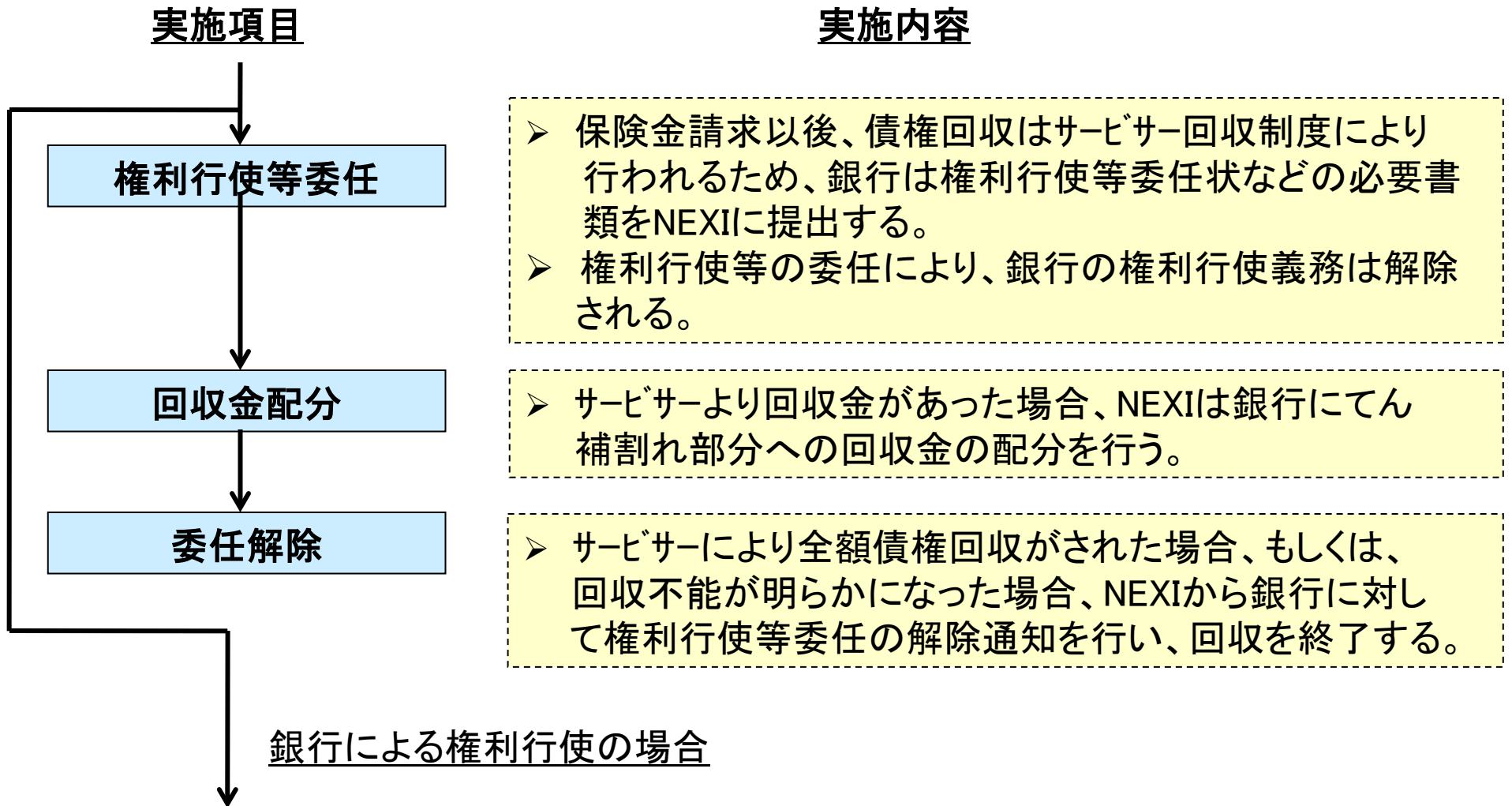
実施項目



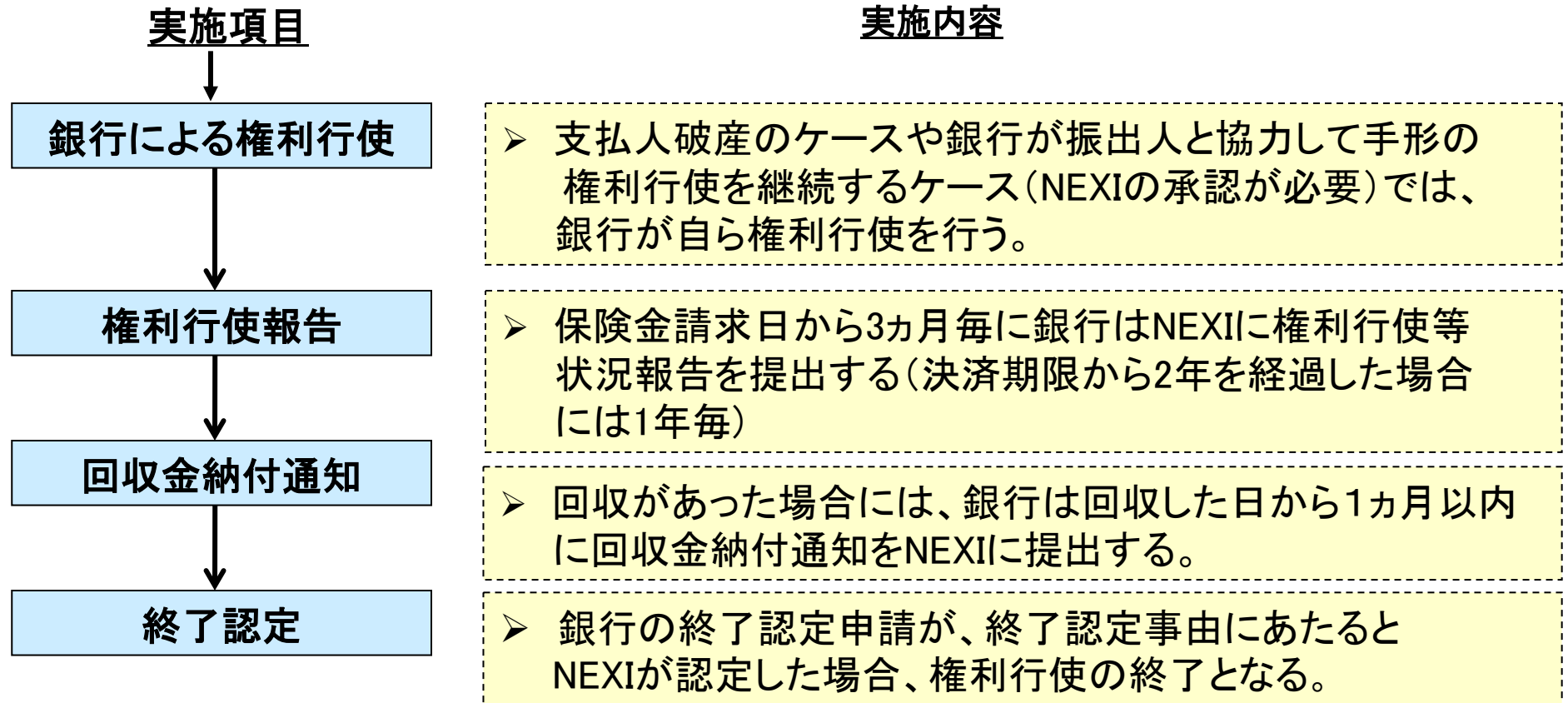
実施内容

- 銀行は、損失の防止軽減等を他の手形と同様の注意をもって行う必要がある。
- 銀行は、損失の発生から45日以内に損失発生通知書をNEXIに提出する。
- 損失発生通知以後、手形に一部／全部入金があった場合、銀行は入金日から7日以内に入金通知書をNEXIに提出する。
- 損失発生通知提出以後、手形満期もしくは損失が確認された日から9カ月以内に、銀行は保険金請求書をNEXIに提出する必要がある。
- NEXIは、銀行に保険金請求日から原則1か月以内に保険金の支払いを行う(ただし、保険金支払のために特に調査を要する場合には、この期間は除く)。

参考： 輸出手形保険のフローチャート④



参考：輸出手形保険のフローチャート⑤



参考：輸出手形（荷為替手形）のサンプル

BILL OF EXCHANGE

Due on May.28.2011 振出日

No. WSO8944/5E96 手形番号 (L/C)

At 30 days after 手形期限 sight of this FIRST Bill of Exchange (SECOND of the same 第1券と第2券とも買取銀行に持ち込む)

tenor and date being unpaid) pay to _____ or order

The sum of JPY 155.799.000* 手形金額

Value received and charge the same to account of HL MANUFACTURING INC., E-CHINA バイヤー名

Drawn under THE INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF E-CHINA L/C 発行銀行

L/C No. A3662596487654 L/C 番号 dated Apr. 05.2010 L/C 発行日

To THE INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF E-CHINA 手形の支払人 振出人署名

本国銀行
AUTHORIZED SIGNATURE

買取銀行(ゴム印)

- ① 為替手形は第1券 (First Bill of Exchange, First of Exchange) と第2券 (Second Bill of Exchange, Second of Exchange) の2通を輸出者から買取銀行に提示 (送途上での紛失や遅延を考慮)
- ② 振出日、振出地、支払人名等の記載漏れ及び輸出契約書等との確認
- ③ 手形が一覧払いか期限付か、満期 (Tenor=テナー) の記載を輸出契約書等との確認
- ④ 手形金額 = Invoice 金額 (100% of invoice value)。
- ⑤ 手形金額の文字と数字が一致しているか
- ⑥ 振出日は船積日から買取日までの期間に収まっているか

☆ メモ欄 ☆

個4) 限度額設定型貿易保険



個4) 限度額設定型貿易保険 目次

- (1) 限度額設定型貿易保険の特徴
- (2) 対象となる契約・対象とならない契約
- (3) てん補範囲・保険金支払限度額
- (4) 引受条件
- (5) 保険料率
- (6) 保険料計算
- (7) 申込・申込フロー
- (8) 輸出契約等の内容変更
- (9) 手続きに係る留意点
- (10) FAQ
- (11) 主な免責事項
- (12) 安全保障貿易管理と輸出規制

(1) 限度額設定型貿易保険の特徴 – 概要

切り口	ポイント
A) 被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の当事者(本邦人・本邦法人)
B) 契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出契約、仲介貿易契約^(※1)
C) てん補リスクの範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 船積前・船積後の両方を付保 ■ 非常・信用リスクの両方を付保 * 予め設定された与信枠(保険金支払限度額)が上限
<p>限度額設定型貿易保険の特徴</p> <p>【安定した取引のあるバイヤー向き】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 付保するバイヤーを任意に選択可^(※2) ■ バイヤー毎に専用の与信枠を設定 ■ 輸出or仲介契約毎の申込手続き不要 * 輸出契約等締結から決済まで1年以内、且つ、船積後期間6ヶ月以内の契約が対象

(※1) みなし輸出契約、みなし仲介貿易契約を含む。100%仲介貿易も可。

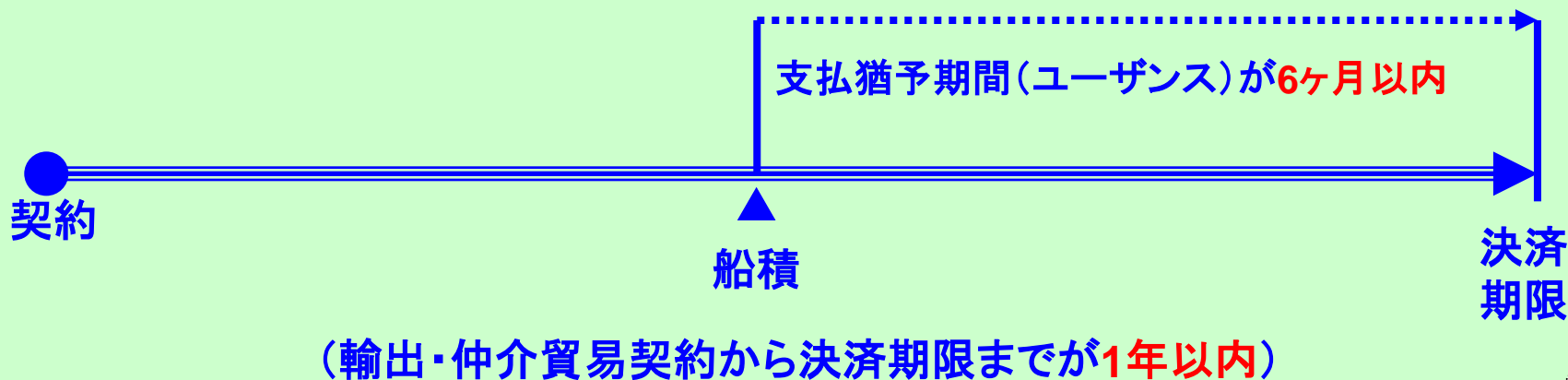
(※2) 国カテゴリーあるいはバイヤーの格付によって限度額保険をご利用いただけないバイヤーがあります。

(2) 対象となる契約

対象となる輸出契約・仲介貿易契約は、以下のいずれの条件も満たすものです。

- ① 輸出or仲介契約締結から決済期限までの期間が**1年以内**
- ② 支払猶予期間(船積日から決済期限までの期間)が**6ヶ月以内**

対象となる輸出・仲介貿易契約



(参考) 対象とならない契約

対象とならない契約(例)

- ① 契約金額が500億円超
- ② リテンション決済が含まれる輸出契約等
- ③ 技術提供契約
- ④ 引受停止国に所在するバイヤーとの輸出契約等(仕向国を含む)
- ⑤ バイヤー格付が引受対象外であるバイヤーとの輸出契約等
- ⑥ 原子力発電プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等
- ⑦ 水力発電プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等(契約金額15億円超)
- ⑧ 輸出契約等の相手方と支払人が異なる場合
- ⑨ 仲介貿易契約の相手方が、買契約の相手方の本支店または子会社である場合

(3) - 1 てん補範囲（非常+信用）と保険金

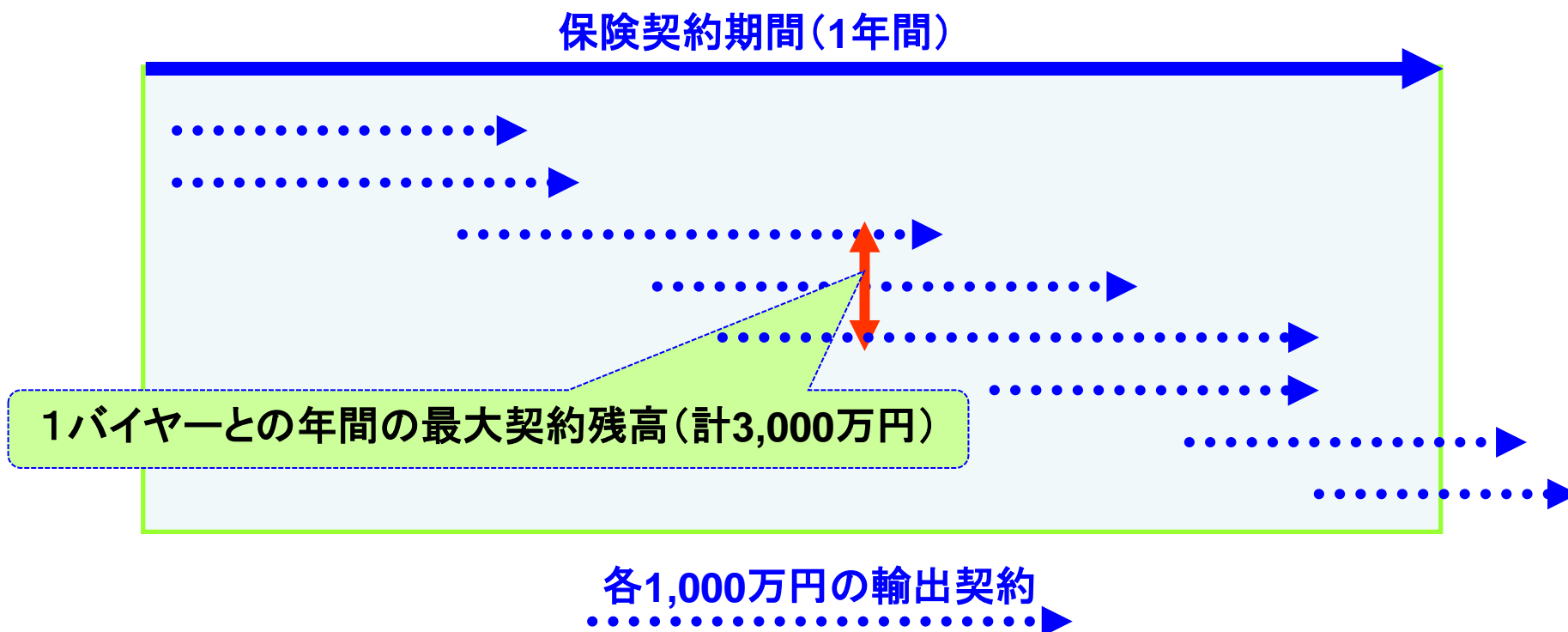
てん補危険		(損失額)	(てん補率)	(保険金支払額)
A	船積前 非常危険	貨物の実損額(※1)	× 90%	= リスクAの支払保険金(※2)
C	船積前 信用危険	貨物の実損額(※1)	× 90%	= リスクCの支払保険金(※2)
B	船積後 非常危険	未回収代金額	× 90%	= リスクBの支払保険金(※2)
D	船積後 信用危険	未回収代金額	× 90%	= リスクDの支払保険金(※2)

(※1) 貨物の転売などの結果、被保険者が実際に負担した損失額を指します。

(※2) 同一バイヤー向け事故についての支払保険金額累計額は、「保険金支払限度額」が上限となります。

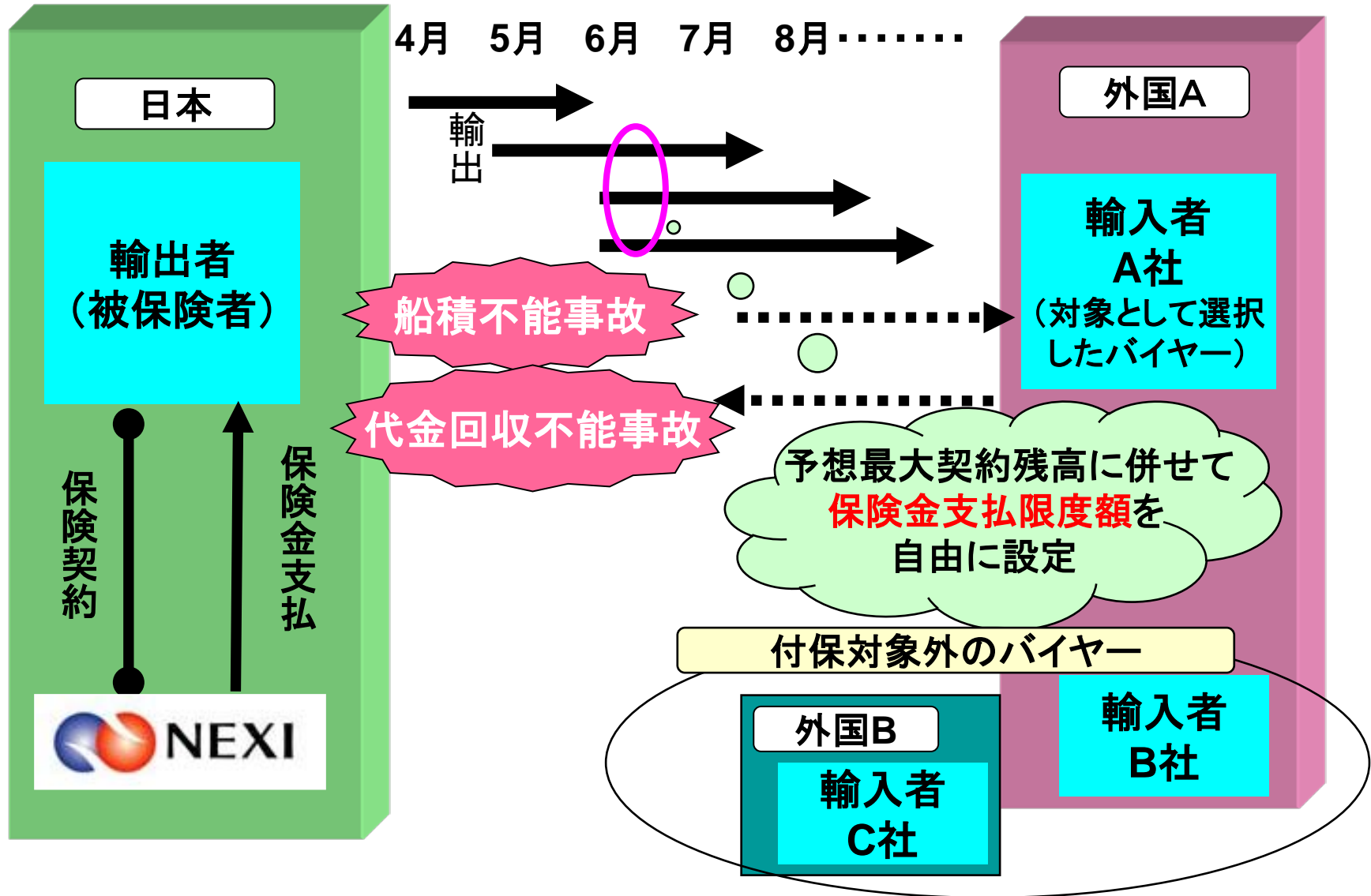
(3) - 2 保険金支払限度額

輸出契約等の最大契約残高 × 90% = 保険金支払限度額



(上記図の場合の計算例)

輸出契約の最大残高 3,000万円 × 90% = 2,700万円(保険金支払限度額)



(4) 引受条件

支払国、仕向国による条件

・・・**G**カテゴリー以上

バイヤー格付による条件

○:お引き受けできます。
 ×:お引き受けできません。

格付		引受可否	
名簿区分	G	GS	○
		GA	○
		GE	○
	E	EE	○
		EA	○
		EM	○
		EF	○
		EC	×
	P		×
事故管理区分	R	×	
	B	引受しておりません。	
未登録		登録後にお申込み下さい。	

(5) 保険料率

※国カテゴリーは2013年4月15日時点

A		B	C	D	E	F	G
112 シンガポール	302 カナダ	103 大韓民国	105 中華人民共和国	111 タイ	117 フィリピン	107 モンゴル	120 カンボジア※
192 日本	304 アメリカ合衆国	106 台湾	113 マレーシア	118 インドネシア	135 バルレーン	110 ベトナム	125 スリランカ※
202 ノルウェー	314 バミューダ島(英)	108 香港	116 ブルネイ	123 インド	201 アイスランド	144 ヨルダン	127 バングラデシュ※
203 スウェーデン	328 ケイマン諸島(英)	129 マカオ	137 サウジアラビア	140 カタール	227 ハンガリー	150 アゼルバイジャン	132 ブータン※
204 デンマーク	332 英領バージン諸島	211 モナコ	138 クウェート	143 イスラエル	231 ルーマニア	153 カザフスタン	151 アルメニア※
205 英国	405 仏領ギアナ	212 アンドラ	141 オマーン	224 ロシア	232 ブルガリア	230 キリシヤ	157 グルジア※
207 オランダ	414 フォークランド(マルビナス諸島)	218 スペイン	147 アラブ首長国連邦	237 リトアニア	234 トルコ	233 キプロス(北部領除外)	228 セルビア※
208 ベルギー	548 レユニオン(仏)	221 マルタ	206 アイルランド	305 メキシコ	236 ラトビア	241 クロアチア	247 モンテネグロ※
209 ルクセンブルク	601 オーストラリア	235 エストニア	216 アソレス諸島(葡)	311 コスタリカ	309 エルサルバドル	244 マケドニア	308 ホンジュラス※
210 フランス	606 ニュージーランド	245 チェコ	217 ポルトガル	312 パナマ	401 コロンビア	303 サンピエール島・ミクロン島(仏)	335 セントルシア※
213 ドイツ	608 トケラウ諸島(ニュージーランド)	246 スロバキア	223 ポーランド	315 パナマ	504 チュニジア	306 グアテマラ	335 セントルシア※
215 スイス	680 ノーフォーク島(豪)	281 パチカン	320 トリニダード・トバゴ	317 タークス・カイコス諸島(英)	607 クック諸島	324 ドミニカ共和国	408 ポリビア※
219 ジブラルタル	682 ケルマディック諸島(ニュージーランド)	282 サンマリノ	325 米領バージン諸島	319 パルマドス		336 セントビンセント・グレナディーン諸島	510 セネガル※
220 イタリア	687 クリスマス島(豪)	301 グリーンランド(デンマーク)	326 蘭領アンティル(キュラソー島及びセント・マーチン島)	324 プエルトリコ(米)		403 ガイアナ	519 ベナン※
222 フィンランド	688 ココス諸島(豪)	380 アルバ(蘭)	327 仏領西インド諸島	334 モンセラット(英)		404 スリナム	522 カーボベルデ※
225 オーストラリア		502 セウタ及びメリリヤ(西)	409 チリ	337 アンギラ(英)		411 パラグアイ	527 カメルーン※
242 スロベニア		523 カナリア諸島(西)	555 ボツワナ	384 セントマーチン		506 エジプト	532 コンゴ共和国※
270 チャネル諸島(ジャージー島)		618 ニューカレドニア(仏)	580 マディラ諸島(葡)	407 ベルギー		517 ガーナ	537 セントヘレナ島(英)※
280 リヒテンシュタイン			619 仏領ポリネシア	410 ブラジル		524 ナイジェリア	541 ケニア※
			620 グアム(米)	412 ウルグアイ		531 ガボン	542 ウガンダ※
			683 ミッドウェー諸島(米)	501 モロッコ		535 アンゴラ	543 タンザニア※
			685 ウェーク島(米)	503 アルジェリア		552 レソト	544 セーシェル※
			689 ジョンストン島(米)	547 モーリシャス		602 バプアニューギニア	545 モザンビーク※
				550 ナミビア		609 ニウエ島(ニュージーランド)	556 スワジランド※
				551 南アフリカ共和国		614 トンガ	610 サモア独立国※
				627 北マリアナ諸島(米)		628 パラオ	615 キリバス※
							616 トクア諸島(英)※
							621 米領サモア※
							686 トリス・ファン諸島(仏)※
							※欄外参照
バイヤー 格付け							
G格	0.674%	1.085%	1.668%	2.180%	2.795%	3.147%	4.538%
EE							
SA							
EA	1.168%	1.580%	2.163%	2.676%	3.291%	3.642%	5.033%
EM							
EF	3.110%	3.523%	4.106%	4.619%	5.234%	5.586%	6.978%

※輸出契約等の契約金額が10億円を超えるものについては付保対象外となります。

(6) 保険料計算

$$(\text{バイヤー毎の})\text{保険金支払限度額} \times \text{保険料率(年間)} = \text{保険料}$$

保険料率は**バイヤー(支払人)の属する国カテゴリー**および**バイヤー格付**により異なります。

【モデル保険料】

輸出契約金額： 1,000万円(FOB) ※毎月受注する契約

支払条件： D/A60days after B/L date(船積前期間30日、船積後期間60日)

付保率： 非常・信用とも90%

保険金支払限度額： 2,700万円 ※年間の予想最大契約残高3,000万円

バイヤー格付： EF

ドイツ(Aカテ)	839,700円	(約3.11%)	1契約あたり	69,975円	(約0.70%)
中国(Cカテ)	1,108,620円	(約4.11%)	1契約あたり	92,385円	(約0.92%)
タイ(Dカテ)	1,247,130円	(約4.62%)	1契約あたり	103,927円	(約1.04%)

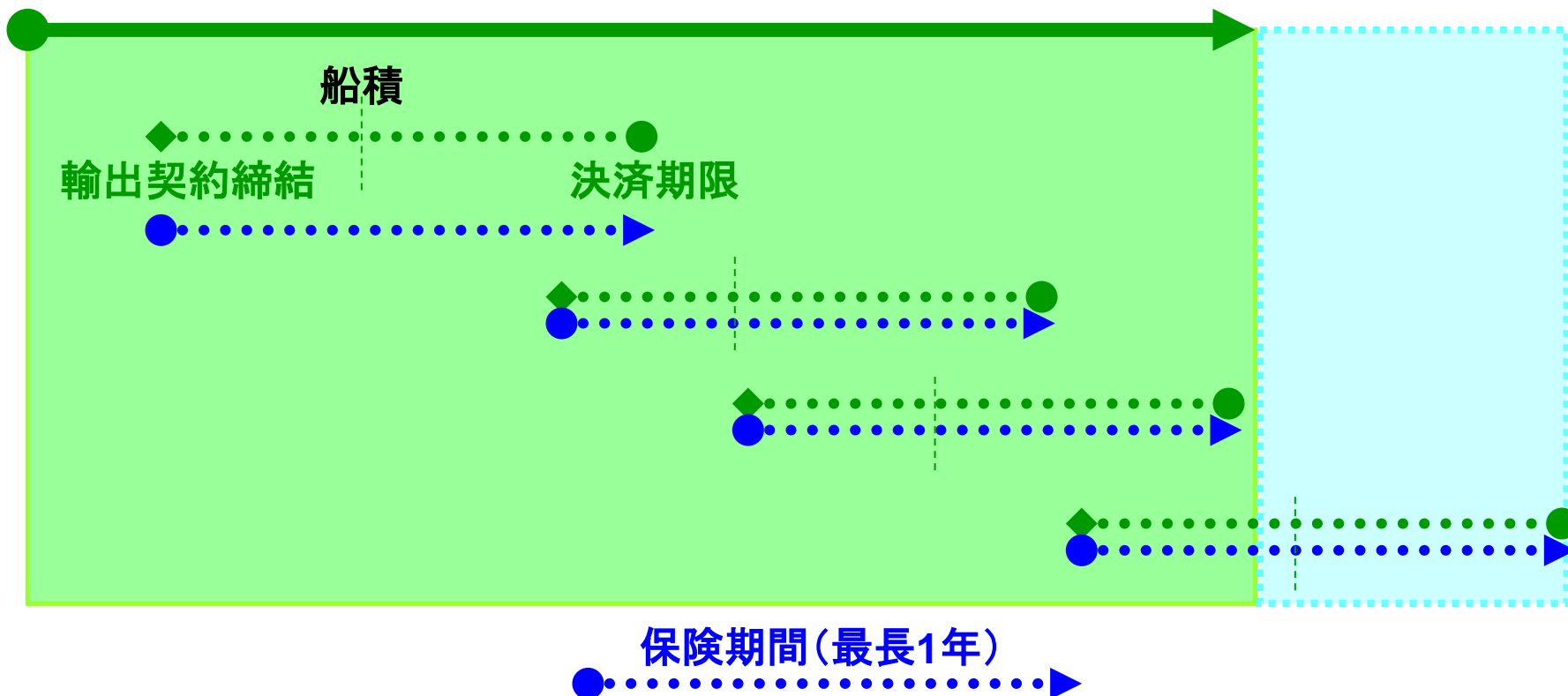
(注: 括弧書きの%は、契約金額に対する保険料の比率を概算で表したもの)

(※)参考資料(P.403)もご参照ください

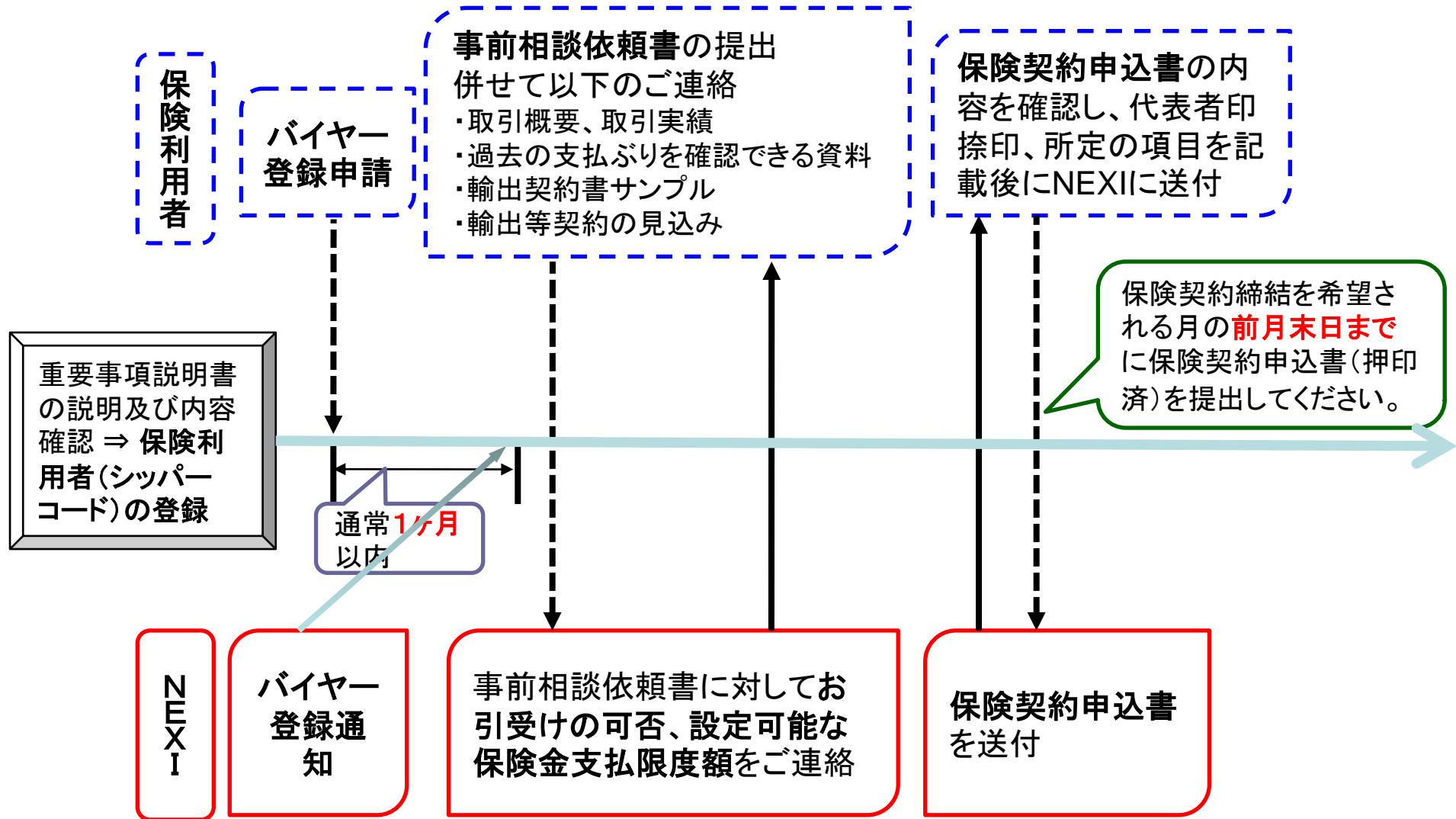
(7) - 1 申込・・・保険期間

保険契約締結の日の属する月の1日から1年の間に締結された輸出契約等について、代金の決済期限までの期間(保険期間)に発生した損失をてん補します。

保険関係成立期間(1年)

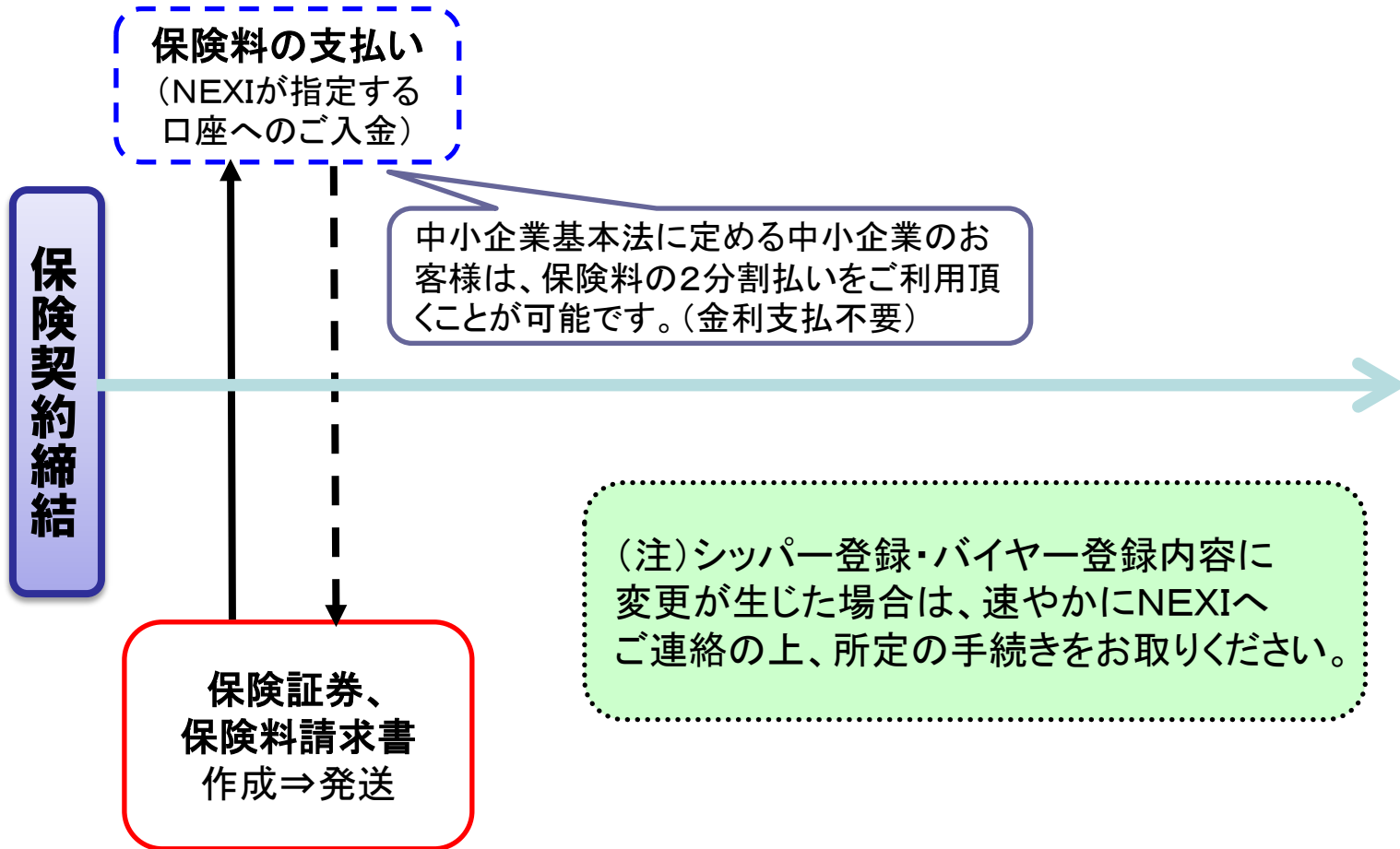


(7) - 2 申込・・・申込フロー（事前手続き）



(7) - 2 申込・・・申込フロー（契約締結後）

保険契約締結は**毎月の1日付**です。
(保険契約期間内(1年間)に締結された輸出契約等がてん補対象)



(8) 輸出契約等の内容変更

保険金支払限度額の期中増額

当初予想より取引が拡大し、保険金支払限度額が不足した場合

保険契約締結から3ヶ月経過後、1回に限り保険金支払限度額の増額が可能です。(バイヤーの与信枠状況によっては、増額できない場合があります。)

追加保険料: **必要**

適用開始日: お申込み月の翌月の1日

対象: 適用日以降に締結された輸出契約等

仕向国の追加

保険契約申込書に記載の仕向国以外の国へ輸出する場合

追加保険料: **不要**

仕向国の追加を希望する月の前月末日までにお申込ください。

(9) 手続きに係る留意点①

債権保全、損失発生等にかかる通知

●事前相談依頼書

限度額保険の新規契約に際して、過去の決済遅延等の“損失を受けるおそれのある重要な事実”を必ず記載してください。

●危険(損失)発生通知書、入金通知書

決済期日にバイヤーの不払いが発生した場合、決済期日から45日以内に「危険(損失)発生通知書」の提出が必要です。また、不払い分について入金があった場合、入金日から1ヶ月以内にNEXIに報告が必要です。

⇒ **通知洩れ**の場合、保険金がお支払いできない事態も！

輸出契約書の保管・決済状況の管理

●保険金請求⇒お客様と輸出契約相手方双方のサインを取得した**輸出契約書のコピー**ならびに過去の取引状況確認書、保険事故を確認出来る書類、保険証券等を提出

⇒ 輸出契約書等の保管及び決済状況の管理には十分ご注意ください。

(9) 手続きに係る留意点②

保険料の支払

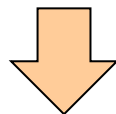
- 保険料は期限までにお支払ください。昨年10月より、保険料払込期限を請求書発行日から40日間へと変更しました(それまでは20日間)。
- 払込期限までに保険料をお支払いいただけない場合、延滞金(年利10.95%)が発生します。

保険料返還

- 保険契約締結後に、バイヤー格付が引受対象外となった場合⇒保険関係成立期間の残存月数に応じて**保険料返還手続きが可能**
(返還すべき保険料の額が30,000円以上の場合に限る)
- お客様が損失発生または危険発生を通知した場合 ⇒ **保険料は返還されません。**
- 限度額保険は保険契約締結後、期中での保険契約の解約はできません(解約に伴う保険料返還もありません)。

(10) FAQ①

新規申込をしたいのですが、いつまでに申込書を提出すればよいですか。



申込書は、ご希望の保険契約開始月の前月末日までにご提出ください。

ただし、申込書提出の前に、事前相談依頼書の提出が必要です。輸出契約の相手方(バイヤー)が海外商社名簿登録済であっても、ご希望の保険契約開始月(1日スタート)の前月初旬には事前相談依頼書をご提出ください。

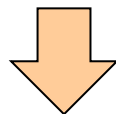
＜新規お申込手続きの流れ＞

事前相談依頼書のご提出 → NEXI審査 → 申込書のご提出

※バイヤーが海外商社名簿未登録の場合は、格付審査に時間を要する場合がありますので、早めのご相談をお願いいたします。

(10) FAQ②

L/C決済案件も限度額設定型貿易保険の対象になりますか？



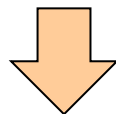
対象となります。

ただし、L/C決済であっても、保険料率はバイヤーの格付、及び所在国に基づきます。
EC格以下のバイヤーについては、L/C決済であっても、当保険はお引き受けできません。

また、本保険をご利用いただくにあたり、決済条件に関わりなく、輸出契約の相手方（バイヤー）と輸出代金の支払人が同一であることが必要です。

(10) FAQ③

保険料の分割払いはできますか？



原則、保険契約の締結(更新を含む)の際に、年間保険料を一括でお支払いいただくこととなっています。

ただし、中小企業のお客様については、保険契約締結時に申請いただければ、保険料を分割(2分割)でお支払いいただけます。

2回目の分割保険料の支払期日は、通常、保険契約締結日から6ヶ月後になります。

※2回目の分割保険料の支払期日の前に、保険事故や支払限度額の増額申請等の事由が発生した場合には、保険事故の査定や支払限度額の増額の審査に先立って、2回目の分割保険料をお支払いいただく必要があります。

(1 1) 主な免責事項（保険金をお支払いできない場合）

- ①お客様の故意又は重大な過失により生じた損失
- ②貨物の滅失・き損・だ捕、その他貨物について生じた損失
- ③輸出契約等に関してお客様による法令違反があった場合において生じた損失
- ④保険責任の開始日前にてん補事由が生じたときの当該事由による損失
- ⑤お客様の告知義務違反により日本貿易保険が解除した保険契約における損失
- ⑥お客様と輸出契約等の相手方が次のいずれかに該当する場合における信用危険に対する損失
 - お客様の本店又は支店
 - お客様と特定の資本関係があるバイヤー、子会社、兄弟会社など
 - お客様と特定の人的関係がバイヤー
- ⑦お客様が、当該約款に基づく保険関係について、日本貿易保険の承認を受けずに保険の目的を譲渡（譲渡担保の設定を含む）した場合には、譲渡された当該保険の目的にかかる損失

(12) 安全保障貿易管理と輸出規制①

➤安全保障貿易管理とは

国際的な平和及び安全を維持するために、武器そのものの他、軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないよう、先進国を中心とした国際的な枠組みを作り、安全保障管理を行っています。

日本では、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制が行われており、規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要があります。

詳細は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課にご確認下さい。

(12) 安全保障貿易管理と輸出規制②

▶ 貿易保険との関係

万が一、保険契約締結後に大量破壊兵器キャッチオール規制・通常兵器補完的輸出規制によるインフォーム要件に該当若しくは客観要件に該当し、輸出許可の申請に対して不許可処分を受け貨物を輸出できなくなっても、下記所定の手続きがなされている場合には、輸出不能事故の対象となります。

※必要な手続きがなされていない場合は、保険契約を解除又は保険金をお支払いできない(免責)こともありますので、十分ご注意ください。

	保険申込前までに 該当した場合	保険契約締結以降に 該当した場合
インフォーム要件に 該当	保険申込みに際し、 <u>別紙様式</u> により 通知	該当した日若しくは輸出許可申請をした日から1週間以内に <u>別紙様式</u> により通知
客観要件に該当		輸出許可申請をした日から1週間以内に <u>別紙様式</u> により通知
補完規制報告の対象に該当		報告を行った日から一週間以内に <u>別紙様式</u> により通知

☆ メモ欄 ☆